

研究

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に

関する調査報告(続)

——本報告は、昭和四十年、四十一年度に文部省総合科学研究費を受けた「社会保障の構造的変化と社会開発の課題」についての研究報告の一部である——

戸木田 嘉久

川 端 久 夫

はじめに——問題の限定

I、炭鉱離職者問題の推移と概要

A、炭鉱業の解体

B、炭鉱離職者対策の推移と炭鉱離職者の動向

C、炭鉱離職者の就職構造——概況

II、炭鉱離職者の就業形態——類型的考察

A、大阪府下を中心とする概況

B、重化学工業の大企業

1、P 鉱工における炭鉱離職者

2、R 金属における炭鉱離職者

3、S アルミにおける炭鉱離職者

C、四つの中小企業の事例(S市)

1、T 鋼管における炭鉱離職者

2、U 建材における炭鉱離職者

3、V 鋳造における炭鉱離職者

4、W 精工における炭鉱離職者

D、建築・港湾・トラック運送——略——

E、公務員・公共企業(以上、第十九卷・第五号)

Ⅲ、関西地区における雇用促進事業団宿舍居住者の概況

(以下、本号)

A、炭鉱離職者住宅対策の推移

B、関西地区の事業団宿舍居住者の概況

1、関西地区における広域就職者住宅対策

2、関西地区「事業団宿舍入居者調査」(昭和四一年三月)

3、事業団宿舍入居者の「入居継続申請書」にみる労働移動状況

N、三つの事業団宿舍(富田、大阪港、小倉)に居住する炭鉱離職者の実情

序——富田、大阪港、小倉宿舍に居住する炭鉱離職者の概況

A、炭鉱離職から再就職まで

B、世帯主の就業構造

C、主婦の就業状況

D、家計その他生活諸相

E、生活意識

V、結びにかえて

A、遠隔地に流出した炭鉱失業者の範囲、性格、就業と移動の形態、生活状態——その統一的な把握

B、炭鉱離職者対策と炭労「政転」闘争

C、労働力流動化政策の「端的・原型的」形態として

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(続)(戸木田・川端) 一〇七(七二九)

の炭鉱離職者対策

(以上)

Ⅲ、関西地区における事業団宿舍居住者の概況

A、炭鉱離職者への住宅対策の推移

当初、炭鉱離職者のための住宅対策は、基本的に、炭鉱離職者を雇用した事業所の自主的な努力を期待して側面から助成する、というものであった。昭和三

五年度から開始された、「労働者住宅確保奨励金」の支給がそれである。それは、 $\langle \text{Ⅲ—A—1} \rangle$ にみるように三九年度まで逐年膨脹して累計一・五

万戸近くに達したが、四〇年度からは減少している。

る。

$\langle \text{Ⅲ—A—1} \rangle$ 炭鉱離職者住宅確保奨励金支給状況(全国)

	第1種	第2種	第3種	第4種	計	移転 貸与
S35	83件	—	59	—	142	117
36	484	—	129	—	613	244
37	627	28	241	—	896	279
38	1,150	186	1,693	2,027	5,056	610
39	2,449	508	1,624	1,941	6,522	103
40	1,571	890	52	1,812	4,325	12
41	53	46	20	350	489	9

(注) 1. 「雇用促進事業団業務概況」による

*「労働者住宅確保奨励金」は、数次の種別、金額改訂を経て、昭和四〇年度現在では、つぎの四種に分れている。

第一種 雇用主が、炭鉱離職者用の住宅を建築または購入するばあい。炭鉱離職者一世帯につき、二〇万円を限度として支給する。

第二種 同上、ただし事業主が「産業労働者住宅資金」や「厚生年金保険積立金」の還元融資をうけて行なうばあい、一〇万円限度。

第三種 炭鉱離職者用に、社宅または借家を増築・改造するばあい、一世帯につき三万円限度。

第四種 炭鉱離職者用に借家するばあい、一世帯につき、六万円限度家賃（月額五千円限度、一二ヶ月分を補助する趣旨である。）

このように、雇用主による住宅が確保されるまでの応急措置として、炭鉱離職者用移動宿舍の貸与を併行的に実施した。

組立式のパイプまたはパネル（軽量型鋼）構造で、（A型）単身者一〇人用（二・五坪）、（B型）二〇人用（二四・五坪）、（C型）五世帯用（一棟五戸三五坪、一戸当り六畳、三畳、台所、便所）の三種がある。水光熱工費を雇用主が負担するほかは無料貸与で、期限一年であるが、さらに一年延長可能であった。〈Ⅲ—A—2〉のように、事業主の借受はC型に集中し、昭和三八年には、全国で六一〇棟、三、〇〇〇世帯分が貸与されていた。三九年からは整理期に入り、大部分は返還されたが、相当数の有償譲渡（借受事業所の社宅となる）も行なわれ、その累計は二〇〇〇棟をこえている。

〈Ⅲ—A—2〉 炭鉱離職者用移動宿舍貸与
状況（全国）

	計	A型	B型	C型
昭和35	117	21	23	73
36	244	3	7	234
37	279	4	2	273
38	610	1	9	600
39	103	—	1	102
40	12	—	—	12
41	9	—	—	9

出典同上

住宅確保奨励金と移動宿舍貸与の組合せは、ほど炭鉱離職者対策の第1段階に照応する住宅対策であったが、初期には質量ともに不十分であって、実施の最盛期は、三八、三九年度にずれこんだ。こ

のズレは、ある意味で、決定的であった。

昭和三五、三六年の炭鉱離職者再就職計画が、所期の成果をあげえなかつた最大の要因は、この住宅対策の不備にあつたとおもわれる。さきにかかげた「炭鉱離職者就業実態調査」の数値（I—C—5）でも、三五〜三八年にかけて、受入地の雇用事業所の寮・社宅に入居している者の比率は年々低下して半数に充たず、借家・民間アパート居住者の比率が高まる傾向にあつた。これは、しだいに活発化する炭鉱離職者の広域就職の流れに、住宅対策が追いつかず、ますます

立ちおかれていく様相なのである。

つぎの段階——本格的住宅対策は、政府関係機関が主体となつて、建設・管理運営することではなければならない。公営住宅の入居者決定に特例を設けて、一定数の炭鉱離職者を優先入居させるよう当初からくりかえし要望されていたが、このような措置が、かたんに実施されるはずはなく、実効を有たないことも明らかであった。そこで、炭鉱離職者援護会（のちに雇用促進事業団に継承）自身が乗り出すことになり、昭和三六年度六団地三九二戸の鉄筋アパートを建設し、同年一月から、家賃二、四〇〇～二、八〇〇円で炭鉱離職者雇用事業所に貸与する形式をとりながら、事業団職員が管理人となつて業務を開始した。その建設戸数は、〈Ⅲ—A—3〉のように、三八年度以降飛躍的に増大し、いまや事業団の中心業務となつた観がある。しかし、団地規模が小さく、通勤・居住条件が、住宅公団などに比べて劣るせいもあつて、最近ではやや供給過剰となり、これと併行して、炭鉱離職者以外の広域就職者をも收容することとなり、炭鉱離職者入居比率は逐年低下している。これら住宅の貸借契約については、当初、炭鉱離職者雇用事業所が炭鉱離職者援護会（雇用促進事業団）

〈Ⅲ—A—3〉 雇用促進住宅（近年改称）設置・貸与状況（全国）

年度	個所	設置戸数 (a)	入居	退去	期末入居者 (b)	うち炭鉱離職者(c)	b/a	c/b
昭和36	6	392	402	10	392	309	100	100
37	18	1,760	1,391	114	1,669	1,528	95	92.8
38	50	8,092	4,060	511	5,218	4,816	64	93.6
39	97	14,754	7,724	1,805	11,137	8,785	75	79.0
40	142	21,058	7,700	2,389	16,448	?	78	?
41	203	28,714	11,181	3,175	24,454		85	
42	276	37,864	14,585	4,842	34,197		90	
43	347	46,790	12,882	5,830	41,249		88	
44	397	53,022	13,047	7,993	46,303		87	
45上	417	55,102	7,379	4,487	49,195		89	

- (注) 1. 「雇用促進事業団業務概況」による
2. 雇用促進事業団大阪支部、昭和45年設置戸数12,786、入居戸数11,507、入居率90.0%

から借受ける形式であったが、のちに、事業所が保証人となつて入居者自身が借受ける形に改められ、入居期限一年、やむを得ない事由あるばあい一年をかぎつて延長という入居条件も、現在では実質上、空文化している。こうして、炭鉱離職者の広域就

職のための住宅対策は、い
 ちおう量的には、この段階で
 「解決」されたといつてよい。

なお、この鉄筋宿舍建設と
 併行する応急措置として、前
 記の炭鉱離職者用移動宿舍と

同規格のパイプハウスを、事
 業団が管理して雇用事業所に
 有償貸与する形式の「簡易宿
 舎」が運営された。昭和三八、

九両年度に一、二〇五戸が建
 てられ、八〇〇〜九〇〇世帯

を收容したが、現在では、漸次入居者、鉄筋宿舍への移転を
 すすめ、整理の段階に入っている。

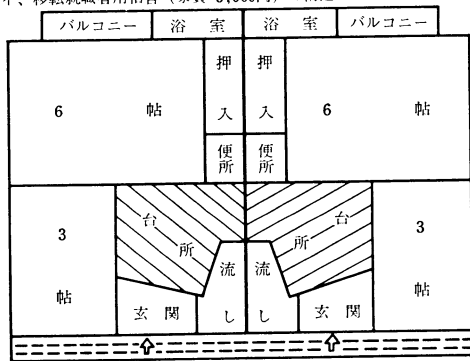
B、関西地区の事業団宿舍居住者の概況

1、関西地区における広域就職者住宅対策

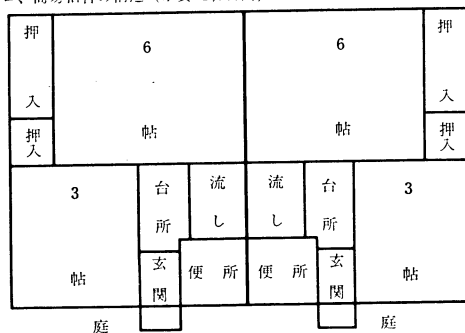
雇用促進事業団大阪支部管内（関西・四国地方全域、昭和三九
 年度までは鳥取・岡山を含む）での、炭鉱離職者その他の広域

〔宿舍、簡易宿舍の間取り図〕

イ、移転就職者用宿舍（家賃 3,000円）の構造



ロ、簡易宿舍の構造（家賃 1,500円）



（佐賀県炭鉱離職者協議会『炭鉱離職者の皆様へ』
 昭和40年3月、24頁）

就職者住宅対策の概要は、 $\langle \text{III-B-1} \rangle \langle \text{III-B-2} \rangle$ のこ
 とくである。

さきふれたように、宿舍の建設と管理が事業団の業務に
 占める比重は、年々上昇してきた。建設そのものは本部が管
 掌し、支部は、用地の選択・建設途上の中間検査に当る。土
 地の選定に当っては、各府県職業安定課と連絡をとり、原則
 として市町村から推薦のあった土地を選定することにしてい

〈Ⅲ-B-1〉 炭鉱離職者住宅奨励金支給状況（大阪支部管内）

	S 35	36	37	38	39	40	累計
第1種	18	142	199	445	1,238	309	2,351
2			2	92	598	199	891
3		14	78	199	221	3	515
4				220	232	261	713
計	18	156	279	956	2,289	772	4,470
移動宿舎貸与		137棟	120	157	41	—	455

〈Ⅲ-B-2〉 移転就職用宿舎建設・入退居状況（関西地区）

年度	建設戸数 (予算)	同左・年 度内使用 開始	同左累計	入居	退去	年度末入 居戸数	(簡易宿 舎同)*
36	360	100	100	?	?	?	—
37	1,688	308	408	?	?	?	—
38	1,560	1,640	2,048	?	?	1,599	182
39	2,088	2,240	4,288	2,452	674	3,473	183
40	2,260	1,408	5,696	1,971	744	4,548	114

大阪支部業務概況による * 建設戸数335戸（すべてS38年度）

る。しかし、予算単価の制約から地価が安いことが条件となり、かつ交通便利な場所を要求されるので、年々、土地の取得が困難になってきた。大阪、兵庫ではとくに甚しい。炭鉱離職者に対する偏見によって、取得した用地周辺の住民の反

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(続) (戸木田・川端) 一一一 (七三三)

対を蒙るばあいもあり、他方、いかがわしい不動産業者の売りこみに対処するなど、「土地の選定は支部業務中最も困難で且つ労力を要する業務となって来ている。」(四〇年度、大阪支部業務概況による)

さまざまな悪条件によって、住宅公団に比べればかなり居住条件がわるくなり、かつ、なかなか改善されない。環境整備・故障修理の要求がさかんととなり、当初は応急修理以外の予算が充たされず、苦情が多かったが、昭和三九年度以降タタミ・フスマのはりかえ、自転車置場・子供の遊び場の設置、焼却炉改修などの基礎的なものについて、ようやく手がつけられるようになった。

関連して戸数増加に伴なう入居者の詮衡・入居手続・家賃徴収をはじめとする管理運営業務が増大・複雑化し、宿舎管理人の採用・訓練も重視されねばならなくなった。宿舎管理人は当初、事業団臨時職員を充てたが、宿舎増加につれて二年期限の委嘱契約者が大部分を占めるようになり、昭和四〇年一月、「中高年令者福祉協会」を設立して全員(四三人)をその職員とした(ただし、厚生年金受給者一人は委託契約とする)。身分替えの直接の理由は、管理人の身分を正規雇用(定

年六三才)として安定させ、各種社会保険を適用するためであるが、大きくはいまや事業団の中心業務となってきた宿舎管理の体制整備を意味する。「協会」に委託される業務は、管理人の採用・家賃敷金などの収納、宿舎管理および応急小修理で、入居者詮衡や宿舎環境整備・計画修繕などまとまった工事は事業団が直轄する。事業団職員は「協会」職員を兼ね、全体的な監督にあたる。

2、関西地区「事業団宿舎入居者調査」(昭和四一年三月)

昭和四一年三月に協会が行なった「事業団宿舎入居者調査」は、このような体制整備をふまえて、今後の本格的な宿舎建設・運営の基礎資料をもとめたものである。その全国的な集計と分析は、公表されていないが、大阪支部管内の概括的中間集計を借りて、宿舎居住者の概況をのべ、実態調査の対象とした宿舎の位置づけ等の便としたい。

調査、記入は宿舎管理人が行なったものでかれらの実情把握の精度にはバラツキがあり、勤務先、職業、月収の項は、必ずしも正確でない。ばあいもあるようである。

〈Ⅲ—B—3〉は、宿舎居住者の出自と現在までの移動状況を大ざっぱに反映している(現勤務先所在地は、ほぼ宿舎の分

〈Ⅲ—B—3〉 事業団宿舎入居者概要 (関西地区)

			出身地	前住地	前歴業種
北 山 福 熊 佐 長 (産 炭 九 州 中 大 兵 京 滋 奈 和 (関 所 他	海 道 口 岡 本 賀 崎 計 州 国 計 中 四 国 計 阪 庫 都 賀 良 山 計 他	40	48	炭 鋳	
		156	186	2,890(64.0%)	
		1,322	1,894	鋳 山	
		351	181	36	
		360	379	工 場	
		505	689	935(20.7%)	
		2,734(60.5%)	3,377(74.8%)	その他	
		785	308	655	
		193	107	現勤務先 所 在 地	
		207	98		
		1,185(26.3%)	513(11.8%)	2,406	
		105	203	1,474	
		158	217	154	
		54	36	173	
47	49	84			
30	27	202			
18	21	4,493			
412 (9.1%)	553(12.2%)	(失業中) 23			
185	73				
総 計	4,516	4,516	4,516		

布と一致する。「前歴炭鋳」の比率は六四%で案外低いが、関西地方を前住地とする者が、出身地とする者よりもかなり多い点などに示されているように、関西に来てからの移動が

かなりあるので、実質的な炭鉱離職者比率は、上記よりも高
 いはずである。確たる根拠はないが、産炭地を前任地とする
 者七四・八％にほゞちかいであろう。炭鉱離職者以外は、南
 九州・中国・四国欄にあらわれている（前住地の一一・三％）辺
 境農村地帯からの広域就職者が主なもので、金属鉱山・駐留
 軍離職者はごく少数である。最近は宿舎にゆとりがあるので、
 一部の宿舎では、通常の求職者のなかで、住宅事情が就職の
 ネットクになっている者を、ケース・バイ・ケースに認定入居
 させているようであり、この種の入居者が全体の五％足らず
 含まれている。

入居者の年令構成等（Ⅲ―B―4）を、さきの「炭鉱離職
 者就業実態調査」のそれと比べると、最近年の炭鉱離職者よ
 りは若年層が多く、昭和三八年頃の構成に類似している。一
 世帯一～二人の子供をかかえ、子供が学校に上るころからは
 共稼ぎに出る、という平均像が浮んでくる。

Ⅲ―B―5 勤務先、職業などを示す数値は、さきに言
 及したように正確を期しがたく、まさに概況を示すにすぎな
 い。勤務先・職業は、田地ごとのバラッキ（『特殊性』が大
 きいので、主要な類型を代表しているような団地をぬき出し

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告（統）（戸木田・川端） 一一三（七三五）

〈Ⅲ―B―4〉 入居世帯の構成

a. 世帯主の年令		b. 世帯人員とその構成	
25才以下	156 3.4%	2人～3人	1,570世帯
26～30	715 15.8	4人～5人	2,481
31～35	1,109 24.5	6人～7人	437
36～40	1,019 22.5	8人 以上	28
41～45	753 16.7	乳 児・幼 児	2,443人
46～50	389 8.6	就学児, 学生	4,381
51～55	248 5.5	小 学 生 中 学 生 高 校 生 大 学 生 就 業 者	2,719
56～60	96 2.1		1,296
61才以上	31 0.7		352
計	4,516 100		14
		外 内 勤 職 他	3,941
			2,684
			883
			374

てみた。

(a)は工場地帯に近隣ないし通勤便利な地域にある団地で、
 大阪府・兵庫県下の大部分がこれに属し、戸数比で六割以上
 もっとも主要な類型である。大半は製造業の工具であるが、

〈Ⅲ—B—5〉 入居者勤務先・賃金・家族就業 etc

		総計	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)							
		入居開始年月日	富田 S40. 2	萩庄 S40. 5	私部 S38. 10	西脇 S39. 6	紀三井寺 S39. 3	大阪港 S37. 7							
(人員計)		4,516	177	101	368	68	154	124							
A 勤務先業種	製造業	2,128	81	27	127	42	27	2							
	鋳建	102	—	—	—	—	—	—							
	建設	147	10	1	8	1	—	3							
	交通運輸	887	44	53	59	3	38	89							
	商業	182	16	3	14	8	18	2							
	農林畜産	7	—	—	—	—	2	—							
	官公署	271	5	7	89	2	1	—							
	病院その他	29	—	2	7	—	—	—							
失業者	743	21	8	64	12	58	22								
		23	—	—	—	—	10	—							
B 職業	公務員	341	5	7	140	2	1	6							
	事務員	244	18	11	20	5	13	8							
	工員	2,703	91	38	159	51	86	9							
	店員	110	11	—	8	5	3	2							
	外交員	79	2	1	2	2	2	1							
	管理人その他	63	3	2	3	1	1	5							
		976	47	42	36	2	48	93							
C 税込月収世帯主	2万円以下	118	2.6%	2	—	—	17	10	—						
	~2.5万円	623	14.0	23	8	67	39	—	1						
	~3.0	1,586	35.1	53	10	230	8	21	31						
	~3.5	1,215	27.0	63	23	71	4	34	41						
	~4.0	610	13.5	17	27	—	—	43	33						
	~4.5	210		9	22	—	—	21	11						
	~5.0	98	6.8	7	5	—	—	19	7						
	~5.5	24		3	2	—	—	3	—						
	~6.0	9	0.9	—	2	—	—	1	—						
6万円以上	6		—	2	—	—	2	—							
D 家族の就業	計	3,941	87%	141	80%	79	84%	53	78%	74	48%	93	73%		
	外勤	2,684	59	110	62	50	50	272	74	43	63	55	36	76	61
	内職	883	19	24	13	29	29	39	11	8	12	10	7	17	14
	その他	374	8	7	4	—	—	—	—	2	3	9	6	—	—

その枠内では多種の企業・職種に分れている。大多数が二・五万〜三・五万円の賃金水準に集り、家族就業の必要が大きく、機会も多い。

(b)は、地域としては(a)とかわらないが、最寄駅までの歩行距離・バス便がわるいケースではと同時に、入居開始した(a)に比し、空室が多く、トラック運転手が集っている。賃金水準が一ランク高いのはそのためである。年令構成が平均よりも若いことと相俟って、家族の外勤が少なく、内職が多い。バス・買物などの環境がととのってれば、(a)タイプに接近していくことになる。

(c)も、大阪府下では、工場通勤便のわるい部類に入る。この特徴は、公務員が全体の1/3、製造業・工員とほぼ同じ比重を占めていることであるが、その大部分が、府下各都市の清掃関係職員である。集団採用、集団入居によって、最初から、かなり公務員の比重が高かったようであるが、二年半経つうちに、他業種からの転職者がふえ、ここまでになった。

前稿でふれたように、炭鉱離職者の間に流通している職業情報のおかげで、清掃関係職員は総合点で上位にランクされ、転職機会を待つ人々がたえないのである。月収は二・五万〜三

万円に集中し、家族就業率が高い。

(d)は、関西地方のなかでは孤立的な地域にあって、入居者の雇用機会も、その地場産業(このばあいには染・織関連)にほとんど限られるようなタイプである。兵庫・滋賀県下に散在する。このケースは調査当時に操業短期であった関係もあって賃金収入が低く、家族就業率はその割には高くない。なお、この類型の宿舍では、入居者のうち炭鉱離職者の比率が低く、1/3程度、ないしそれ以下である。同県内、近隣農村出身者の入居が多いようにおもわれる。

(e)も、主要工業地帯とは離れているが、同じ和歌山県下の粉河宿舍とともに、住友金属和歌山製鉄所の下請、関連企業が主要勤務先である。景気後退を反映して、少数の失業者がある。就業者の月収は三万円以上の水準に広中に分布している。かれらの主要な職務は、トラック・ブルドーザー・クレーンなどの運転、スクラップ処理、荷役、等を主としているものと推測される。家族就業率は低い。

(f)は、神戸市鈴蘭台宿舍とともに、港湾労働者が大部分をしめ、賃金水準は平均より高い。市街地住宅であり、入居後月数も経ている関係から、倉庫事務・警備・検査など、より

軽易な職業への移動も目につく。

3、事業団宿舍入居者の「入居継続申請書」にみる労働移動状況

〈Ⅲ―B―6〉は、宿舍の「入居継続申請書」を通じてみた、昭和三九・四〇両年度の労働移動状況である。

* 宿舍の借受には、雇用事業所の保証が必要であり、転職すれば保証人交代となる。新旧保証人である事業所名から所属業種を推測したので、かなり不正確であり、推測不能―業種不明が一三―二六%に及ぶので大ざっぱなことしかいえない。

退職(A)よりも再就職(B)の少ない主な業種は、鉄鋼、非鉄金属と港湾作業であり、退職(A)よりも再就職(B)の多い主な業種は、機械工業、紙パルプ、卸小売、バス・トラック・タクシー運転、サービス業、公務員である。二次産業→三次産業、重労働→軽作業、単純労働→技能労働という一般にいわれる労働移動のタイプが、炭鉱離職者にもあらわれているわけである。

〈Ⅲ―B―7〉は、かかる退職―再就職にあたっての退職理由を分類したものである。退職理由のうち、「企業整備」

〈Ⅲ―B―6〉 入居者退職・再就職業種別比較

業 種	退職(A)	再就職(B)	B-A
農 林 漁 業	3	1	- 2
鉱 業	—	2	+ 2
建 設 業	87	109	+ 22
製 造 業	775	787	+ 12
食 品 工 業	19	28	+ 9
せんい "	17	32	+ 15
木 材・木製品	34	34	0
紙 パ ル プ	4	24	+ 20
化 学 工 業	34	53	+ 19
ゴ ム・皮 革 業	52	48	- 4
土 石・窯 業	68	74	+ 6
鉄 鋼・金 属	187	83	-104
金 属 製 品 業	216	217	+ 1
機 械 工 業	127	182	+ 55
そ の 他	17	12	- 5
卸 小 売 業	17	71	+ 54
金 融・不 動 産	7	6	- 1
運 輸 通 信	93	110	+ 17
バ ス、ト ラ ッ ク、タ ク シ ー	47	81	+ 34
港 運	46	29	- 17
サ ー ビ ス 業	24	52	+ 28
公 務	2	29	+ 20
不 明	360	207	-153
計	1,374	1,374	0

〈Ⅲ—B—7〉 入居者退職理由

(退職理由)	39年度	40年度	計	%
企業整備による解雇	52	123	175	12.8
臨時工の雇用期間終了	5	8	13	0.9
労働条件に対する不満	247	335	582	42.4
うち { 労働過重 (時間・強度)	21	37	58	4.3
{ 残業減少による収入減	17	14	31	2.3
通勤不便	56	67	123	9.0
肉体的不適応*	142	189	331	24.1
社会的不適応**	53	54	107	8.0
その他	14	29	43	3.1
計 (a)	569	805	1,374	100.0
年平均入居者数 (b)	2,583	4,062	—	—
b/a (%)	21.6	19.8	—	—

* 作業環境がわるい、体力的に耐えられぬ、病気になった、等

** 仕事が自分にむいていない、職場になじめない、会社が冷い等

による解雇は、主としてゴム製品を製造する中小企業(主として神戸・明石地区)の倒産と四〇年度における鉄鋼不況↓下請作業の減少を反映している。「労働条件不満」の多くは、より高収入を求めた上向性の移動であるが、そのなかにも、(残業の減少による収入減三一件(表出))や、配置転換による減

収五件、「共稼ぎの妻が病気で稼げなくなったので、収入の多い荒仕事に変わる」四件、など、が含まれている。賃金の選配を理由とする退職が六件あった。

鉄鋼・鋳物・トラック・港湾関係では、体力的に労働に耐えられぬとする者が存外に多く、目立つ。この理由による退職者の再就職先としては、金属製品、化学、商業、サービス業が目立つ。社会的不適応を表面の退職理由とする者は、実情よりも少なく現われているであろう。組合活動のために解雇された者が一五件ある。

昭和四〇年度中の転職者の賃金階層分布(Ⅲ—B—8)は、前出の四一年三月現在の全入居者の収入分布に比し、やや上方に遍している。さきに言及した必要に迫られての上向移動を裏つけるものである。

転職率は、三九年二一・六%、四〇年一九・八%で、これだけでもかなり高率であるが、(Ⅲ—B—9)の退去者のうち、管外への退去者を退職者とみなしてこれに加えると、それぞれ二五・二%、二一・六%となる。この程度が常態であろう。

(Ⅲ—B—9)はまた、事業団宿舍の回転率を示す。産炭地への舞戻りは、宿舍入居者にはもともと少ないが、さらに

〈Ⅲ—B—8〉 入居者の転職後の賃金階層別分布

業種別	昭和39年度								昭和40年度							
	2万円以下	2.0万円以下	2.5万円以下	3.0万円以下	3.5万円以下	4.0万円以下	5万円以上	計	2万円以下	2.0万円以下	2.5万円以下	3.0万円以下	3.5万円以下	4.0万円以下	5万円以上	計
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1	1	8	12	4	6	—	32	—	—	11	29	17	6	2	65
製造業	13	88	103	67	14	9	1	295	6	35	100	139	66	14	2	362
食品	—	2	2	—	—	—	—	4	—	5	6	6	3	1	—	21
せんい	—	10	—	1	—	—	—	11	1	8	4	6	—	—	—	19
木材・家具	2	2	2	5	—	—	—	11	—	2	7	8	—	—	1	18
紙パルプ	—	—	5	—	—	—	—	5	—	—	10	2	3	—	—	15
化学	—	7	13	4	—	1	—	25	—	3	4	10	3	—	—	20
ゴム・皮革	—	15	7	3	2	—	—	27	—	—	3	2	5	1	1	12
窯業	1	17	9	3	—	1	—	31	1	4	7	15	5	2	—	34
鉄鋼・非鉄	—	3	13	16	4	—	—	36	2	—	4	15	7	3	—	31
金属製品	5	17	18	21	2	4	—	67	—	5	28	50	29	5	—	117
機械	5	14	34	14	6	3	1	77	2	8	24	21	8	1	—	64
その他	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	3	4	3	1	—	11
商業・金融	1	3	16	3	4	1	1	29	1	3	8	13	6	—	—	31
運輸通信	3	—	12	9	6	4	—	34	—	3	8	21	15	16	—	63
バス、タクシー、トラック、港、その他	3	—	8	6	6	2	—	25	—	2	6	15	10	14	—	47
サービス業	—	—	4	3	—	2	—	9	—	1	2	6	5	2	—	16
サービス業	3	4	2	1	—	1	—	11	2	7	3	10	5	3	—	30
医療保険	1	1	2	—	—	—	—	4	—	2	—	—	—	—	—	2
警備	1	1	—	—	—	—	—	2	—	1	1	4	2	1	—	9
その他	1	2	—	1	—	1	—	5	2	4	2	6	3	2	—	19
公務員	1	3	1	—	—	—	—	5	2	10	6	1	1	—	—	20
不明	—	10	24	23	11	6	2	76	—	10	14	39	27	17	3	110
計	22	109	166	115	40	27	4	483	11	68	150	253	138	56	7	683
”(%)	4.5	22.6	34.3	23.8	8.9	5.6	0.8	100	1.6	9.9	21.9	37.0	20.2	8.2	1.0	100

〈Ⅲ—B—9〉 退居者の退去先

退 去 先		39年度	40年度	計
管 内	他の宿舍へ	38	52	90
	の管住宅へ	302	328	630
	社宅・寮へ	152	98	250
	借家・アパート	85	73	158
	自家建築	9	12	21
その他不明	2	15	17	
小 計		588	578	1,166
管 外	炭炭県に移住	50	44	94
	農村県に "	14	13	27
	京浜・中京などに "	16	4	20
小 計		80	61	141
死 亡 計		1	4	5
a	平均入居者数	669	643	1,312
b	平均入居者数	2,583	4,062	—
a/b	(%)	26.0	15.8	—

・ 宿舍退去届級による

減少傾向にある。同時に、公営住宅や社宅への移転も停滞傾向にある。自家建築は、今後増加するであろうが、現在はまだごく少数である。

Ⅳ、三つの事業団宿舍（富田、大阪港、小倉）に居住する炭鉱離職者の実情

序—富田、大阪港、小倉の各宿舍に、在住する炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(統)（戸木田・川端） 一一九（七四一）

職者世帯の概況

前節へⅢ—B—5）にかかげた宿舍のなから、われわれは、主要類型を代表するものとして、(a)高槻富田宿舍を、副次類型のなから、(f)大阪港宿舍をとりあげた。^{*}(c)～(e)でなく(f)をえらんだ理由の第一は、地理的便宜であるが、同時に、港湾労働の特性に注目したためである。港湾労働の行政指導による統制と近代化は、現下の労働力政策の重点となっていること(昭和四一・七・一「港湾労働法実施」、また、かなり多数の炭鉱離職者がその中に沈没しているところの建設、運送、倉庫警備、ビル掃除その他サービス業、雑役、等々、不熱練、都市底辺労働の実情にひきつづいて接近するための視点を得たからである。

* 富田宿舍 一七七世帯、炭鉱離職者 一〇五世帯のうち 一〇〇世帯

大阪港宿舍 一二四世帯、炭鉱離職者 五四世帯のうち 五一世帯

調査時点 昭和四一年一〇月の各日曜日

面接担当者 立命館大学大学院経済学研究科学生

大阪社会事業短期大学専攻科学生

面接要領 調査票による。

さらに、枚方市小倉簡易宿舎については、四一年三月、炭
 鉱離職者三七世帯中、三〇世帯について、ほと同様の要領で
 面接調査を行なった。同宿舎には、枚方市清掃職員が相当数
 入居しており、調査にあたっては、自治会のはか枚方市職員
 組合の協力を得た。富田、大阪港の調査票はここでの経験に
 もとづいて、調査項目の一部を手直して拡充したものである。
 なお、同宿舎は、同年三月末をもって、閉鎖され、入居者は

希望の鉄筋宿舎に移転した。
 調査対象となった三つの宿舎における炭鉱離職者世帯の概
 要は〈Ⅳ―序―1〉のごとくである。
 世帯主の年令構成は、宿舎によってかなり差がある。小倉
 の大部分は中高年層であり、大阪港、富田の順に若くなる。
 富田の入居者の大部分は、昭和三九、四〇両年度の離職者で
 あって、その年令構成は、炭鉱離職者全国合計のそれとほぼ

〈Ⅳ―序―1〉 三宿舎入居者の基本構成

	富 田	大阪港	小 倉	計
(人 員 計)	100	51	30	181
[年 令]				
25才以下	2 (3)	— (2)	—	2
26~30	10 (38)	4 (14)	1	15
31~35	29 (44)	12 (27)	4	45
36~40	24 (34)	13 (31)	8	45
41~50	20 (36)	21 (45)	9	50
51~60	*14 (19)	1 (5)	8	*23
61才以上	1 (1)	— (—)	—	1
[世帯人員]				
1人	—	—	1	1
2人	8	5	1	14
3人	24	4	5	33
4人	43	19	6	68
5人	18	17	13	48
6人	5	4	1	10
7人以上	2	2	—	4
[世帯構成]				
主 婦**	97 (1)	49 (2)	28	174
乳 児	6	1	2	9
幼 児	51	23	9	83
小 学 生	54	40	28	122
中 学 生	32	25	14	71
高・大生	9	11	3	23
老 人	7	5	3	15
就 業 者	33	14	15	62
そ の 他	5	2	—	7

注 () は、炭鉱離職者以外の入居者をふくむ全世帯について
 の年令分布を示す。前出、事業団調査(41年3月)による

* 女世帯主1人をふくむ ** () は別居、外数

おなじである。炭鉱離
 職者以外の広域就職者
 (主として辺境農村出身
 者)の年令構成は、富
 田・港とも、炭鉱離職
 者よりも若年に寄って
 いる。
 世帯人員の構成も、
 年令構成の差に依じて
 若干異なるが、いずれ
 も三~五人に集中して
 いる。宿舎の広さから

〈Ⅳ一序一2〉 就業構造別世帯構成

		世帯主のみ就業	世帯主+妻	世帯主+妻+子	世帯主+妻+α	世帯主+子	世帯主+α	妻就業数(%)	同左
年令階層別	25才以下	2	—	—	—	—	—	—	22 (35.5)
	26~30才	9	3	—	1	—	2	4(26.7)	
	31~35	26	18	—	—	—	1	18(40.0)	
	36~40	13	25	3	1	2	1	29(64.4)	74 (62.2)
	41~50	6	23	13	—	8	—	36(72.0)	
	51~60	6	4	4	—	9	—	8(34.8)	
	61才以上	—	—	1	—	—	—	1(100.0)	
計		62	73	21(a)	2	19(b)	4	181(53.0)	
宿舍別	富田	42	34	14	2	5	3	50(50.0)	
	港	12	28	3	—	7	1	31(60.8)	
	小倉	8	11	4	—	7	—	15(50.0)	

(a)のうち 子供1人就業 15世帯, 2人就業 6世帯

(b)のうち " " 8 " , " " 9 " , 3人就業 2世帯

〈Ⅳ一序一3〉 就業人員別世帯構成

		富田	港	小倉	計	(%)
1世帯の就業人員	1 人	41	13	9	63	34.8
	2 人	41	33	13	87	48.1
	3 人	12	3	7	22	12.1
	4 人	6	2	1	9	5.0
a	就業者計	183人	86	60	329	
b	内職従業者	21人	8	8	37	
	a+b	204人	94	68	366	
	1世帯あたり就業者	2.04	1.84	2.27	2.02	

して、五人が限度であろう。

〈Ⅳ一序一2〉及び〈Ⅳ一序一3〉は、対象世帯の家族多
就業状況を示す。その基軸をなすものは、主婦の就業である
(内職をのぞき、外勤のみ)。世帯主の年令が高まるにつれて妻
の就業率も高まり、四〇才台では七二%に及び、子供の同居就

業世帯も四〇〜六〇才で
は半数近くに達する。

三つの団地とも、主婦
の就業機会には、多少
の条件差はあるが恵ま
れており、家計上、就
業の必要はほとんど全
世帯にある。子供が乳
児期をおえて最低限解
放されれば、自身が病
弱でないかぎり、出て
働くのが当然という感
じである。この点は、
後述の、成年男子三〇

三五才層を頂点として下降する年令別賃金構造と関連して
おり、本節の分析の焦点とすべきところである。

A、炭鉱離職から再就職まで

産炭地の炭鉱離職者と対照する意味で〈Ⅳ—A—1〉をか
がけた。初期の離職者は少ない。三宿舎とも大部分は、昭和
三十七年以降、炭鉱離職対策の第二段階が軌道にのり出して
からの離職者であり、離職後あまり時日を隔てずに就職し、

それぞれ開設後まもない宿舎に入れた、ということにな
る。
高卒以上の学歴をもつ者は、一割にすぎず、それも富田宿
舎に集中している。この点は、富田に大手炭鉱の出身者が多
くを占めていること、職員や抗外夫の比率が高いこと、と関連
する。

半数以上が産炭地に生れ、四割近くは二代目の炭鉱夫であ
り、いわゆる炭鉱社会だけしか知らない。そして、十年

〈Ⅳ—A—1〉 炭鉱労働者としての属性

項 目		富田	大阪港	小倉	計
学 歴	義務教育のみ	71	45	25	141
	高校・旧中退	13	5	4	22
	“・”卒	15	—	1	16
	大学・旧高专卒	1	1	—	2
出身地	産 炭 地	61	26	17	104
	上記以外の九州	19	16	6	41
	そ の 他	20	9	7	36
親の職業	炭 鉱	39	22	6	67
	農, 林, 漁 業	35	17	13	65
	そ の 他	26	12	11	49
本人職歴	炭 鉱 だ け	40	13	6	59
	農林漁→炭 鉱	30	13	10	53
	商工業→炭 鉱	19	11	12	42
	その他→炭 鉱	11	14	2	27
(炭鉱離職時期)					
昭和35年以前		2	3	2	7
36		3	4	—	7
37		5	21	2	28
38		13	18	14	45
39		32	4	12	48
昭和40年以後		44	1	—	45
(在職炭鉱の種類)					
大 手 炭 鉱		75	25	14	114
中 小 炭 鉱		25	26	16	67
(炭鉱在職年数)					
5年以下		1	2	—	3
5~10年		26	12	6	44
10~20年		61	36	20	117
20年以上		11	1	4	16
(炭鉱での最終職種)					
採炭夫, 掘進夫		57	32	19	108
仕 操 夫		4	3	2	9
坑 内 間 接 夫		11	8	4	23
坑 外 夫		16	4	4	24
職 員		11	4	—	15

〈Ⅳ—A—2〉 炭鉱離職から再就職まで

	富田	港	小倉	計
	100	51	30	181
(炭鉱離職理由)				
炭鉱閉山・縮少	73	45	27	145
労働条件に不満	3	—	1	4
公私傷、病 気	7	3	—	10
炭鉱に見切りをつけた	13	1	2	16
その他不明	4	2	—	6
(離職に当って)				
まだ賃金未払がのこっている	6	4	2	12
“ 退職金 “ “	17	3	2	22
退職金は2万円以下	10	11	9	30
“ 2～10万	13	14	2	29
“ 10～30万	20	5	3	28
“ 30～100万	50	12	14	76
“ 100万円以上	6	8	2	16
(再就職まで)				
黒い手帳をもらった	58	33	23	114
職業訓練を受けた	22	9	4	35
(うち就職に役立ったもの)	14	6	3	23
ただちに再就職した	19	14	15	48
6ヶ月以内 “	34	17	9	60
6ヶ月～1年 “	28	13	1	42
1年～2年 “	15	7	4	26
2年以上のちに “	4	—	1	5
失業保険延長支給を受けた	10	5	3	18
(再就職の経路)				
職 安	63	31	20	114
会社あっせん	15	16	2	33
就業先との縁故	2	—	—	2
親類知人の紹介	14	2	5	21
募集広告 (募集人)	2	1 (1)	2	5 (1)
その他	4	—	1	5
(予め聞いていた労働条件と現実とのくいちがい)				
ほぼおなじ	48(6)	25(11)	13(4)	86(21)
少しちがう	22(5)	15(7)	7(1)	44(14)
大いにちがう	20(14)	8(6)	7(5)	35(25)
不 明	9(5)	3(1)	3(1)	26(7)

以上の炭鉱在職歴をもつ純度の高い炭鉱労働者である。なかんづく富田のばあいは、%が三九、四〇年度の離職者でしめられている*。

* はじめ大手炭鉱につとめ、中小に下降移動した者は富田一人、大阪港六人、小倉ゼロ、計七人にすぎない。中小炭鉱でも移動せず一ヶ所に勤めつづけた人がかなりいる。概して炭鉱夫としては腰の坐った、荒れていない人たちが多いようである。

炭鉱離職理由〈Ⅳ—A—2〉は、当然のことだが、閉山、縮少によるものが大半である。むしろ、それ以外の離職理由が計二六名、とくに企業整備がくる前に炭鉱に見切りを付けた者が一六名あることの方が注目される。近年の離職者が集まっている富田にこれが多い。かつて、中小炭鉱の閉山に当っては、賃金・退職金の遅払、

ふみ倒しが常態化していた。近年は大手炭鉱についても、退職金の分割払が普及してきたようであり、この表にも、影を落している。退職金ゼロの人も何人か居り、一〇万円以下が½を占める。このような人々にとっては、炭鉱離職者援護措置による移住資金(五人世帯、筑豊―大阪で四〇五万円程度)と敷金六―七千円の事業団宿舍がなければ、身動きがとれなかったであろう。他方、退職金三〇万円以上が半数あり、一〇〇万円をこえる人もある、という点もみのがせない。この人々は産炭地に沈没している炭鉱離職者とは異質の集団であって、入居者の友人のなかには、来阪後半年も経たぬうちに退職金で建売住宅を買った人もある、という。事業団宿舍は一応は一年期限で出ていかねばならぬことになっている。退職金はだんだん減っていく。まとまった額のあるうちにおもい切って家を買ってしまう……というのである。

「黒い手帳」(炭鉱離職者求職手帳、これを交付されると各種援護措置の対象資格となる)を交付された人は、弱であり、交付されなかった人が相当ある。「黒い手帳」は、昭和三十七年度以降「合理化によって離職を余議なくされた」人に交付される。それ以前の炭鉱離職者、見切りをつけた自発的離職者、

離職と同時に再就職した者、等是非該当であるが、該当者とおもわれる人のなかにも、交付を受けなかったケースがかなりある。手続が一般の炭鉱離職者にとっては面倒であって、閉山炭鉱の会社側なり組合なりの後始末がルーズなばあい、炭鉱離職者が一旦赴任、様子を見て間もなく舞い戻ったばあい、など、交付洩れとなったようである。

職業訓練の受訓者は少ない。初期には訓練所の体制整備が間に合わず、近年は閉山決定とともに求人が殺到して、移住の意思ある者はさっさと捌けてしまう。〈N―A―2〉にみるように、半年内に六割が再就職している。逆にいえば、職業訓練及びそれに伴った失業保険支給延長措置までは要しないような、再就職条件が相対的に良好な炭鉱離職者が事業団宿舍に集っているのである。

職業訓練受訓者の大半(二名)は自動車運転、整備で、他は塗装二、プロック建築一、建設機械(ブルドーザー操作など)五、板金加工一、熔接三、電工一、となっている。自動車の運転は、訓練をうけなくても、離職後失業保険をうけている間に、自動車学校に行つて免許をとった人が多い。

再就職経路の大半は、職業安定所である。会社(炭鉱)あ

っせんなどのばあいも、形式的には職安を通す。原則として職安経由の就職でない、と、事業団宿舎に入れない。

来阪後、転職するばあいには知人の紹介や募集広告によるものが大半をしめる。

再就職あっせん、相談時にきいていた労働条件と現実に来てみてのそれとが大きくくいちがうケースが、炭鉱離職者対策の初期には、大いに喧伝されたものである。調査対象は、職安の紹介業務が軌道にのり、雇用事業所に対する指導もかなり侵透してきてからの炭鉱離職者であるが、なお、くいちがいを訴える者がほとん半数ある。印象として一番多いのは、やはり賃金収入であって、残業こみの見込収入を基準内賃金だと受けとっていたばあい、残業時間が変動——大ていは、減って見込収入が得られなくなる、等である。人手不足になやんで一人でも二人でも欲しい小企業では、職安の指導するままに雇用条件を記入し、面接・決定まで職安に委嘱してしまう。実際にどう遇するかは本人が来てから考える、という例もある。大きくくいちがいを感した炭鉱離職者の大部分は、表のように、再就職＝転職をする。転職計六七名のなかには、五回以上、転々とした者も含まれている。

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(統)(戸木田・川端) 一一五 (七四七)

B、世帯主の就業構造

就業先の産業別では、〈Ⅳ—B—1〉にみるように団地ごとの特徴がある。富田では製造業が主流であるが、内訳は合金、メッキ、プレス製品、プラスチック成型といったところで、企業規模は拡散している。交通運輸がこれに次ぎ、大部分はトラック運送である。大阪港では港湾関係が半ば以上を占める。小倉には自治体清掃員が多く製造業(機械・合板)がこれにつぐ。臨時工は少なく、その大部分は来阪後の転職者で占めている。

就業先の多彩さに比し、転職内容は、かなり似通ってくる。職務分類例に記したように「管理・事務・技術」は最広義に解したものであるが、一五・六%を占めるにすぎない。技能労働四七・二%、単純労働三五・六%両者の区別は、自動車運転を含めてなんらかの機械を操作するか、塗装、自動車整備のように職業訓練を経由したもの、という基準によつたが、その境目は、必ずしも明確でない。技能といつても、本質的に軽度のもの(トラック運転)、年功的昇進の可能性はあるが今はまだ歩みはじめたばかり(機械工、反応工など)の

〈Ⅳ—B—1〉 世帯主の就業構造宿舍別

		富田	港	小倉	計
業 別	建設	8	3	—	11
	製造	43	5	12	60
	食料	1	—	—	1
	土木	7	1	4	12
	鉄鋼	4	—	—	4
	機械	4	2	1	7
	その他	13	2	1	16
	商業、金融、不動産	8	—	6	14
	運輸	6	—	—	5
	公務員	9	6	1	16
	その他	25	26	4	55
	宿舎	6	1	—	7
	失業者	6	9	13	28
	計	2	1	—	3
	1	—	—	1	
	100	51	30	181	
規模別	大(500人以上)	20	5	8	33
	中(100~500)	39	17	3	59
	小(100人以下)	32	20	6	58
	公務員その他	9	10	13	32
	(臨時工)	8	2	3	13
*職 務 別	管理・事務・技術	16	9	3	28
	生産工業	54	17	14	85
	a. 建設業	2	2	1	5
	b. 製造業	28	3	9	40
	C. 交通運輸	19	10	1	30
	d. 公務・サービス	5	2	3	10
	e. 単純労働者	28	23	13	64
	f. 建設業	1	—	—	1
	g. 製造業	13	2	1	16
	h. 交通運輸	7	16	2	25
	公務・サービス	7	5	10	22
販売・その他	—	1	—	1	
	(1) 1	1	—	(1) 2	

* 職務分類例

- a. ブルトーザー運転, 電気工事, 塗装など
- b. 機械工, 鋳造工, 熔接工, 組立工, 反応工, メッキ工など
- c. トラック運転手, 自動車整備, クレーン運転など
- d. トラック等の運転・整備
- e. 土工, 雑役
- f. 包装, 運搬, 雑役
- g. 自動車運転助手, 荷役, 貨物検査
- h. 清掃員, 夜警, 梱包荷役, 郵便配達

☆現場管理者, 宿舍管理人を含む

ものにかぎられる。単純労働との間に、明確な生活構造の相異を生み出すほどのものではない。なお、職業訓練受訓者三人のうち訓練内容を生かした職にある者は二五人である。年令と職務を相関させると、〈Ⅳ—B—2〉にみるように二六〜三五才では技能労働が%を占め、四〇台以上では単純労働が優勢になる。三〇台後半は屈折点をなす。三〇台前半

に、製造業技能労働の塊がある。年令と賃金の間にも、同様の相関がみえる。三五才以下では三・五万円以上が%以上を占め、四一才以上では逆に三・五万円以下が%以上となる。ここでも三六〜四〇才層が三・五万円の分岐点に立っている。最後に職務と賃金を相関させると〈Ⅳ—B—3〉、数字は

〈Ⅳ-B-2〉 年令別就業構造

(1)は失業中、外数

項 目	25以下	26~30	31~35	36~40	41~50	51~60	61以上	計	
規模別	大	—	—	15	9	6	3	—	33
	中	—	11	16	14	15	3	—	59
	小	1	3	10	12	20	11	1	58
	公務員など	1	1	4	10	9	7	—	32
	(臨時工)	—	1	5	3	2	2	—	13
	計	2	15	45	45	50	23	1	181
職別	管理, 事務, 技術, 技能, 生産, 工程	—	1	3	10	7	7	—	28
	a. 建設	—	—	1	2	2	—	—	5
	b. 製造	—	2	18	8	7	4	1	40
	c. 運輸	—	7	10	9	4	—	—	30
	d. 公務・サービス	—	1	1	1	6	1	—	10
	単純労働	1	4	11	15	23	10	—	64
	e. 建設	—	—	1	—	—	—	—	1
	f. 製造	—	—	2	5	5	4	—	16
	g. 運輸	1	4	7	6	6	1	—	25
	h. 公務, サービス	—	—	1	4	12	5	—	22
	販売, 外交	—	—	1	—	—	—	—	1
	その他	(1)	—	—	—	1	1	—	(1) 2
賃金階層別	2万円以下	(1)	—	—	—	—	2	—	(1) 2
	2.0~2.5万	—	1	1	1	3	4	—	10
	2.5~3.0万	—	1	7	8	15	8	1	40
	3.0~3.5万	—	3	7	12	12	6	—	40
	3.5~4.0万	—	7	16	13	11	2	—	49
	4.0~5.0万	1	2	13	7	6	1	—	30
	5.0~6.0万	—	1	1	3	1	—	—	6
	6.0~7.0万	—	—	—	1	1	—	—	2
7万円以上	—	—	—	—	1	—	—	1	

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(続)(戸木田・川端) 一二七(七四九)

〈Ⅳ-B-3〉 職務と賃金

職務 \ 月収	2万円以下	2.0~2.5万	2.5~3.0	3.0~3.5	3.5~4.0	4.0~5.0	5.0~6.0	6万円以上	計 %
管理・事務・技術	—	1	7	7	6	6	1	—	28(15.6)
技能労働	—	5	15	19	26	15	2	3 ^a	85(47.2)
製造 運輸、建設	—	1	11	10	11	7	—	—	40
	—	2	1	7	14	6	2	3 ^a	35
	—	2	3	2	1	2	—	—	10
単純労働	2	4	16	14	14	8	3	—	64(35.6)
製造 運輸、建設	1 ^b	—	6	1	5	2	1	—	16
	1	—	2	7	9	5	2	—	26
	—	4	8	6	3	1	—	—	22
その他(含販売)	—	—	1	1	—	1	—	—	3(1.7)
計	2	10	40	40	49	30	6	3	180
%	1.1	5.5	22.2	22.2	27.2	16.7	3.3	1.7	100.0
(関西地区全入居者)%	2.6	14.0	35.1	27.0	13.5	6.8	0.9	—	(4,516)人

(注) a. うち7万円以上1人
b. 女子

あまり整然としなくなる。技能労働、単純労働とも二・五万円~五万円の巾に拡散し、技能労働は上層にやや厚く、単純労働は下層にやや厚い、という程度。下に厚い部分は、清掃、郵便配達、ビル警備が占める。技能労働の内部では製造業が低く三・五万円以下が五五%を占め、四万円以上は二〇%に足りない。建設、運輸では三・五万円以上が七割をこえる。なお五万円以上の五名はすべてトラック運転手である(一例は七万円をこえる)が、その労働条件は、周知の長時間、危険、歩合制である。

技能労働と単純労働の賃金差の内容は、結局、トラック運転手⇄自治体清掃員の差ということになり、それが同時に年令階層別の賃金の差にもなっている。製造業の内部では、技能、年令による有意の賃金格差はみられない。

炭鉱時代に比し、当座の基準賃金はかなり低下するので、残業と共稼ぎで補なう、というのが、就職あつせん時の基本的な指導要領である。〈Ⅳ-B-4〉のように、残業時間の水準はかなり高くざっと一ヶ月四〇時間である。二五時間以下、ほど一日一時間以下の者は%にすぎず、二時間をこえる者が%を占める。月七六時間以上が一例あり(二〇〇時

〈Ⅳ—B—4〉 1ヶ月の残業時間 * 6万円以上

		12時間 以下	13～ 25h	26～ 50h	51～ 75h	76h 以上	不明	計
年 令	計	49	22	45	35	11	19	181
	30才以下	2	2	4	4	3	2	17
	31～35才	6	9	12	14	—	4	45
	36～40才	10	4	17	8	3	3	45
	41～50才	17	5	9	9	4	6	50
	51才以上	14	2	3	—	1	4	24
月 収	2.5万円以下	5	—	1	3	—	3	12
	2.5～3.0万円	10	8	13	4	1	2	40
	3.0～3.5万円	12	7	10	6	1	5	40
	3.5～4.0 "	13	2	13	12	4	5	49
	4.0～5.0 "	7	4	7	6	3	3	30
	5万円以上	1	1	1	3	2*	—	9
主 婦 就 業 " 不 就 業	主 婦 就 業	30	11	21	19	5	10	96
	" 不 就 業	19	11	24	16	6	8	85

〈Ⅳ—B—5〉 現職に対する満足度 ()は失業中

	ほぼ満足 している	不満だが、 やむを得ぬ	転職を考 えている	不 明	計
(年令別)					
25才以下	1	—	—	1	2
26～30才	7	4	—	4	15
31～35	24	17	—	4	45
36～40	24	15	4	2	45
41～50	23	17	3	7	50
51～60	11	10	—	2	23
61才以上	—	1	—	—	1
(月収別)					
2.5万円以下	5	6	—	2 (1)	13 (1)
2.5～3.0万	15	22	1	2	38
3.0～3.5	22	13	3	2	41
3.5～4.0	24	16	2	7	49
4.0～5.0	19	5	—	6	30
5.0～6.0	5	1	—	—	6
6万円以上	—	1	1	1	2
計	90	64	7	20	181

間をこえる者もある)、その大部分はトラック運転手である。
この種の極端な例以外では残業を苦にする声は少なく、機会
と体力のゆるすかぎり、残業で稼ぎたい人が大半である。四
○才台になるとほとんど残業しない人(二時間以下)の比率
が高くなるが、長時間残業者もかなりある。五○歳台になる

とほとんどなくなる。月収と残業の相関は、五万円以上水準
以外では、明確に出ていない。共稼ぎ世帯では、残業一二時
間以下の比率が、非共稼ぎよりも、やや高い。
〈Ⅳ—B—5〉は、現在の仕事についてばくぜんとした感
想を問うたものである。

〈Ⅳ-B-6〉 再離職経験者

* 失業中

		25才以下	26~30	31~35	36~40	41~50	51~60	61才以上	計							
再離職経験者計		1	3	19	17	19	7	1	67							
再離職回数	1 回	1	2	12	12	13	7	1	48							
	2 回			5	2	5			12							
	3 回		1	1	1				3							
	4 回				2				2							
	5 回			1		1			2							
第一職の退職理由	企業整備				1	2	2		5							
	賃金低い		2	7	7	11	1		29							
	労働きつい	1	1	7	4	6	1		20							
	ケガ・病気				1				1							
	家庭事情			3	1	1	1		6							
その他、不明			1	4	2	2		9								
職務内容(右、現職) 左(第一職)	管理、事務		—	—	1	4	4	1	3	2	3	—	—	7	11	
	技能労働		3	3	9	10	10	7	10	9	—	1	—	1	34	31
	製造		—	—	6	5	8	2	7	4	2	1	—	1	23	13
	運輸、建設		3	3	3	5	2	3	3	2	—	—	—	—	11	13
	公務、サービス		—	—	—	—	—	2	—	3	—	—	—	—	—	5
	単純労働	1	—	—	8	5	3	7	9	7	3	2	1	—	25	21
	製造	1	—	—	4	1	2	2	5	2	1	—	—	—	13	6
	運輸、建設		—	—	4	4	1	2	4	1	1	1	—	—	10	8
	公務、サービス		—	—	—	—	—	3	—	4	1	1	1	—	2	8
	その他	—	1*	—	—	1	—	—	1	1	—	—	—	—	2	2
賃金(右現職) 左(第一職)	2万円以下		1*							1					2	
	2.0~2.5	1			1	1	1	2	1		1				6	3
	2.5~3.0				3	2	6	4	6	5	2			1	17	14
	3.0~3.5				6	4	5	5	5	5					16	18
	3.5~4.0			3	1	4	10	3	3	6	4	1			17	18
	4.0~5.0				1	2	3	1	3	2	2	3			8	9
	5.0~6.0				1		1	1		1	1				3	2
6万円										1					1	
現職への満足度	ほぼ満足	—	1	9	10	9	4	—							33	
	不満だがやむを得ぬ	—	1	7	6	6	3	1							24	
	転職を考えている	—	—	—	—	—	—	—							2	
	不明	1	1	3	1	2	—	—							8	

現在の就職先に一応の安定感をもつ者は半数、他の半数は不満をもっているが、転職を具体的に目論んでいる者は少ない。月収との関係では三万円が分岐で、それ以下では不満をもつ者が過半となり、それ以上では満足度が高くなる。六万円以上の長距離トラック運転手は、危険と過労を訴え、せめてタクシーにかわりたいと云っている。

再転職の状況をⅣ―B―Ⅵによって、みてみよう。調査対象一八一人のうち再離職経験者は六七人、その大半は一回の転職経験であるが、四回、五回に及ぶ者もある。退職理由として特記すべきものはない。転職にともなう職務の変化は、全体として微弱であるが、(1)管理、事務職への転職、(2)技能労働、単純労働をとわず、公務員、サービス部門への転職が目立つ（とくに後者）。しかもそれは、三五才以上の年齢層に集中している。炭鉱離職者の主流は、くりかえしているように、製造業とくに金属機械関係の職場作業→清掃員・守衛・警備員・郵便配達・宿舍管理人等であることがわかる。高温・騒音など「不快な環境での重労働には炭鉱時代に馴れている」とはいつても、工場でのそれはまた別である。あるいは、「そんな労働は炭鉱だけでたくさん」である。多少賃金は低

くても、安定性があり、「仕事が楽で長つづきかする」職場を中高年にさしかかった炭鉱離職者は高く評価する。その代表ともいうべき存在が、自治体清掃員である。定年制がないので、六〇歳すぎまで動続でき、その間、ゆるいカーブではあるが年々昇給する。四〇才前後でつとめはじめたばあい恩給も期待できる、というのがとくに魅力になる（作業が不潔、不快なことはいうまでもないが、一旦賞倍すればすむことであり、第一、生命の危険はない。人目が気になるが、故郷を遠くはなれたところで、仲間と一緒にだからガマンできる）。四〇才で初任給三万円に足りなくとも、志望者がたえない。

こうした状況のため、転職者の来阪後第一職の賃金と現職賃金とを比べると、平均一年の時差があるにもかかわらず、ほとんど同一水準——実質的には低下——である。三一〜三五才層では三万〜三・五万円→三・五万〜四万円への上昇がみられるが、三六才〜四〇才、四一才〜五〇才層ではほぼ保合、五一才〜六〇才では低下している。すなわち、Ⅳ―B―Ⅶでみると、上昇二六、保合一二、低下二八となつている。実質的賃金上向的移动は十人ちよつと、二〇％程度とおもわれる。しかし、大半は賃金下向的移动であつても、上

〈Ⅳ-B-7〉 再離職経験者の賃金変動

第1職賃金		2万 ~2.5	2.5~3.0	3.0~3.5	3.5~4.0	4.0~5.0	5.0~6.0	計
現 職 賃 金	2万円以下				(1)	1		2(1)
	2.0~2.5		2			1		3
	2.5~3.0	4	6	2	3			14
	3.0~3.5	1	2	7	5	1	2	18
	3.5~4.0	1	6	4	6	1		18
	4.0~5.0		1	2	3	2	1	9
	5.0~6.0					1		1
6万円					2		2	
計		6	17	16	17	8	3	67

〈Ⅳ-B-8〉 非転職者との比較

		転職者 (%)	非転職者 (%)
現職賃金	3万円以下	19 (28)	34 (30)
	3.0~3.5	18 (27)	24 (21)
	3.5~4.5	18 (27)	32 (28)
	4万円以上	11 (16)	26 (22)
現職満足度	ほ ぼ 満 足	33 (49)	57 (50)
	不満足だがやむをえぬ	24 (36)	40 (35)
	転職を考えている	2	5
	不 明	8	12
現職就職経路	職 安	17 (25)	77 (67)
	会 社 あ っ せ ん	5 (7)	22 (19)
	就 業 先 と の 縁 故	—	2
	知 人 の 紹 介	25 (37)	9 (8)
	募 集 広 告	17 (25)	2
	そ の 他	3	2
計		67	114

記のように、主観的、総合判断的には向上的移動の性格をもっており、移動後の現職に対する満足度は比較的高い。非転職

者には比べ賃金水準はやや低いのに、満足度はほどおなじ水準である。それでは、転職するばあい、どういう方法によっておこなわれているか、〈Ⅳ-B-8〉によってそれは示されている。転職となると、職安および会社(炭鉱)あっせんの比率は低下し、知人の紹介と募集広告によるものが大半を占める。炭

鉱離職者の間では、就職情報の流通がさかんであり、有利とおもわれる職をすすんであっせんする世話役も多い。それが一面では移動を促進するわけであるが、無益な移動を抑制している面もある。いずれにせよ、炭鉱離職者は、炭鉱離職者雇政策の保護を次第にはなれ、「自主」的な都市労働者と化していく。再

〈Ⅳ-C-1〉 主婦の年齢・学歴 ()は別居, 外数

	富田	港	小倉	計	就業	不就業
25才以下	7	—	1	8	3	5
26~30才	19	11	2	32	11	21
31~35才	22	13(1)	9	44(1)	28	16(1)
36~40才	17	12	5	34	22	12
41~50才	21	13	8	42	26	16
51~60才	7	—(1)	3	10(1)	5	5(1)
61才以上	1	—	—	1	1	—
不詳	3(1)	—	—	3(1)	—	3(1)
計	97(1)	49(2)	28	174(3)	96	75(3)
高校中退	10	2	4	16	12	4
高校卒	8	5	1	14	6	8
計	18	7	5	30	18	12

〈Ⅳ-C-2〉 主婦の就業状況

		富田	港	小倉	計
就業職務内容	事務員	2	4	1	7
	看護婦、交換手	2	2	—	4
	セーブル	1	—	1	2
	自営(のみや)	—	1	—	1
	a. 単純労働業	44	24	13	81
	製造	37	6	10	53
	運輸、建設	1	2	—	3
	サービス	6	16	3	25
	不詳	1	—	—	1
	b. 計	50	31	15	96
a/b (%)	88	77	87	84	
雇用形態	本時雇	17	19	8	44
	パート	18	6	5	29
	その他の	15	4	2	21
月就業日数	24日以上	29	24	14	67
	23~20日	13	5	—	18
	19日以下	3	2	—	5
	不明	5	—	1	6
月手取賃金	1万円以下	5	6	3	14
	1.0~1.5万	19	8	9	36
	1.5~2.0万	18	12	2	32
	2.0~2.5万	—	3	1	4
	2.5~3.0万	1	1	—	2
	3.0~4.0万	1	—	—	1
	4万円以上	—	1	—	1
不明	6	—	—	6	

離職——再再就職は、その過程を早める。

C、主婦の就業状況

はじめに主婦一七四人(一八一世帯のうち、独身三、女世帯主二、別居三、別居している主婦はいずれも産炭地に残留しており、

うち一人は病氣療養、二人は「大阪に出てきたがらない。」の年齢と学歴を〈Ⅳ-C-1〉に示す。二〇台では就業者は約1/3で、三〇台になると就業者の方が多くなり、五〇台で半々にもどる。高校卒業者は全体の八%にすぎず、三〇才台に集中して

〈N-C-3〉 就業している主婦の労働時間

労働時間	富 田			港				計 (%)
	本 雇	臨 時	タ バ イ ム ト	本 雇	臨 時	タ バ イ ム ト	そ の 他	
6時間以内			1		1			2
6～7時間			1	1	1			3
7～8 "	2	5	7	4	1	1	1 ^a	21
8～9 "	9	9	4	10	3	1	1 ^b	37
9～10 "	3	2	2	2		2		11
10時間以上		1		2				3
不 明	3	1						4
計	17	18	15	19	6	4	2	81

a. 日雇 b. 飲食店自営

〈N-C-4〉 その他の家族の就業状況

計		富 田 38	港 15	小 倉 14	計 67	主婦就業 27	主婦不就業 40
職 務	事 務 員	4	4	—	8	4	4
	看護婦, 交換手等	2	2	2	6	1	5
	セールス外交員	5	—	—	5	1	4
	技能・生産工程	13	2	9	24	9	15
	単 純 労 働	13	7	3	23	11	12
雇 用 形 態	本 雇	33	14	10	57	24	33
	臨 時 雇	4	—	4	8	2	6
	パートタイム	1	1	—	2	1	1
手 取 月 収	1万円以下	2	1	1	4	2	2
	1.0～1.5	10	1	6	17	8	9
	1.5～2.0	18	6	4	28	11	17
	2.0～2.5	4	5	3	12	6	6
	2.5～3.0	4	1	—	5	—	5
	3.0～4万円	—	1	—	1	—	1

〈Ⅳ—C—2〉 就業者の大半は単純労働で、事務、技能的職務も高度のものはない。宿舍の立地によって業種がちがってくる。富田では、ハム、ソーセージ、ラーメン、アイスクリームなどの大手食品工場と、プラスチック加工工場が主な勤務先であり、原料仕分けから包装にいたるあらゆる雑作業にわたっている。大阪港では港湾関係の宿泊所・給食施設、ビル、商社、倉庫等の掃除が主になる。小倉では合板、建材工場の雑役、ゴルフ場キャディが目立つ。

本雇、臨時雇、パートタイム、という雇用形態のちがいは、あまり意味をもたない。パートタイム形態のなかにも一〇時間にかかいる者がみられる。おおざっぱにいえば、一時間一〇〇円前後、勤務時間と出勤日数の積が月収であって、二万円を越す者はごく少数で、〈Ⅳ—C—3〉の示すような、長時間作業によるものとおもわれる。就労働機は、ほとんど完全に家計補充であって、働くことの社会的意義、といった考え方の入る余地はないようである。

主婦以外の家族の就業状況〈Ⅳ—C—4〉もほぼ主婦のそれに準ずる。たゞ成長した子女が、製造業の基幹労働者となりつつある部分がいくら含まれている。

〈Ⅳ—C—5〉 内 職 状 況

	富 田	港	小 倉	計	主婦就業	主婦不就業
内 職 世 帯 計	21	8	8	37	8	29
1 日 当 内 職 時 間	2 時 間 以 下	3	—	3	1	2
	2 ~ 4 時 間	6	—	1	7	5
	4 ~ 6 " "	6	6	3	15	13
	6 ~ 8 " "	3	1	—	4	3
	8 時 間 以 上	3	1	2	6	6
不 詳	—	—	2	2	2	—
手 取 月 収	2 千 円 以 下	3	1	—	4	3
	2 ~ 5 千 円	6	6	3	15	13
	5 ~ 10 " "	6	1	3	10	9
	1 万 円 以 上	4	—	1	5	4
	不 定	2	—	1	3	1

〈Ⅳ-C-6〉 1ヶ月の世帯総収入

(月額収入)	富田	港	小倉	計	主婦就業	主婦不就業
2万~2.5万円	1	—	2	3	1	2
2.5~3.0	2	2	6	10	3	6
3.0~3.5	11	6	2	19	7	12
3.5~4.0	25	7	3	35	11	24
4.0~5.0	32	13	9	54	31	23
5.0~6.0	18	9	6	33	26	7
6.0~7.0	8	7	2	17	11	6
7万円	3	7	—	10	6	4

〈Ⅳ-C-7〉 世帯の総収入と世帯主・主婦の収入

世帯総収入	2.0~ 2.5 万円	2.5~ 3.0	3.0~ 3.5	3.5~ 4.0	4.0~ 5.0	5.0~ 6.0	6.0~ 7.0	7万円 以上	計
(世帯合計)	3	10	19	35	54	33	17	10	181
世帯主 収入**	2万円以下*	1	2	2					5
	2.0~2.5	2	—	2	3		1	1	9
	2.5~3.0		8	3	6	18	1	3	40
	3.0~3.4			12	3	11	10	2	39
	3.5~4.0				23	11	18	1	55
	4.0~5.0					14	3	7	26
	5.0~6.0						1	4	5
	6.0~7.0							1	2
7万円以上							1	1	
(主婦就業世帯計)	1	3	7	11	31	26	11	6	96
主婦 収入	1万円以下		1	3	3	6	1		14
	1.0~1.5		1	3	4	14	8	6	36
	1.5~2.0				2	9	15	3	32
	2.0~2.5		1				1	1	4
	2.5~3.0						1	1	2
	3.0~4.0								1
	4万円以上							1	1
	不詳	1		1	2	2			6

* 失業中2, 病氣長欠1, 欠勤による低収入2

** さきに展示した貸金収入よりも若干低くなっている

宿舎の立地条件の関係もあって内職はあまりさかんではない（Ⅳ―C―5）。富田・小倉では大企業の下請のプラスチック製品・電機部品仕上げの外、牛乳・ヤクルトの配達が必要な内職である。大阪港では刺繍、ラベル糸通し、生地見張り、玩具組立のような古典的で小規模なものばかりである。

収入は前者の方がやや高いが、月収一万円をこえる者は少なく、やや大半は二千～一万円の範囲である。外勤の約半額。主婦の内職は二〇～三〇世帯とおもわれる。当然、子供が乳児期をすぎれば、特別の条件がないかぎり、勤めに出ること

になる。小倉、大阪港には、宿舎のすぐ近くに公立の保育所があり、港では一二世帯が利用している。富田には利用できない公立保育所はなく、私立が二ヶ所あるが保育時間がみじかい。利用者は二三世帯、一四人にすぎない。むしろ主婦をまとめて雇用している企業側の配慮の方が大きい。P食品では工場内に無料保育施設をつくり、通勤バスを出している。勤めを終えた主婦は保育所で子供を受けとってバスに乗り、バスはマーケットの前でとまり、買物をして帰る。他の企業は、これほど至れりつくせりではないが、要するにこの付近での婦人労働に対する需要はきわめて旺盛であり、「一人でも多

く、一時間でも長く働いてもらいたい」状況がある。炭鉱離職者主婦の側には、一〇〇円、一五〇円が貴重で、条件のゆるすぎり長時間働く状況がある。

多就業の結果、世帯収入は（Ⅳ―C―6）のようになり、主婦就業世帯と主婦不就業世帯の差が明らかである。（Ⅳ―C―7）はこの点をより詳細に示した。世帯主収入二・五万円を、三万～三・五万円水準に底上げしているわけである。

D、家計・生活諸相

（Ⅳ―D―1）は、ききとりによる大ざっぱな家計収支を示す。世帯総収入六万円以下の各階層に五〇〇〇円以上の大中赤字世帯があり、全世帯数の一五％に及んでいる。大中赤字は四〇世帯二二％で、のこり六三％が一応の均衡状態にある。黒字は主婦就業世帯に多いが、赤字世帯数には主婦の就業・不就業によって差がない。（Ⅳ―D―2）にみるように借金を抱えている世帯（実数は表出よりもずっと高いとおもわれる）も、主婦就業世帯の方が多い（それも高額の借金について）。家計支出を世帯人員と相関させてみると（Ⅳ―D―3）、最多数をしめる四人世帯で四万円が一種の基準生計費となっ

<Ⅳ-D-1> 家計収支

世帯総収入	2万～ 2.5万	2.5～ 3.0	3.0～ 3.5	3.5～ 4.0	4.0～ 5.0	5.0～ 6.0	6.0～ 7.0	7万円 以上	計
世帯 総 支 出	2万～2.5万		1						1
	2.5～3.0	2	3	2		1			8
	3.0～3.5		4	8	6	2		1	23
	3.5～4.0		1	2	25	5			33
	4.0～4.9	1	1	7	2	42	12	4	74
	5.0～5.9				1	4	18	2	25
	6.0～7.0				1		1	10	15
	7万円以上							2	2
計	3	10	19	35	54	33	17	10	181

<Ⅳ-D-2> 家計収支・借金

(家計収支)	富田	港	小倉	計	主婦就業	主婦不就業
黒字5千円以上	20	15	5	40	26	14
“ 5千円以下	20	4	2	28	11	17
収支均衡	30	19	12	71	39	32
赤字5千円以下	7	6	2	15	7	8
“ 5千円以上	13	7	7	27	18	14
(借金のある世帯計)	9	5	4	18	12	6
金 額	1万円以下	—	—	1	—	1
	1～2万	3	—	—	3	—
	2～5万	3	2	1	6	4
	5万円以上	3	3	2	8	7
理 由	家計不足	3	5	2	10	6
	学費	—	—	1	1	—
	医療費	2	—	—	2	2
	不詳	4	—	1	5	4

ていることがわかる。収入が四万をこえると黒字またゆとりのある支出となり、四万をわれば圧縮するにも限度があつて赤字累積となる。支出のなかでは、食費が決定的な比重を占めており、五〇%となっている。この点は<Ⅳ-D-4>の「家計上もっとも負担を感じる費目は何か？」に対する答えにもあらわれている。食費につぐものとして教育費、光熱費がある。光熱費は炭鉱ではタダ同様であったところから、負担感が大きいのであろう。教育費は主婦就業世帯において負担感が大きく、勤めに出るこ

〈Ⅳ-D-3〉 家計支出と世帯人員・食費

世帯総支出		2万～ 2.5万	2.5～ 3.0	3.0～ 3.5	3.5～ 4.0	4.0～ 5.0	5.0～ 6.0	6.0～ 7.0	7万円 以上	計
世帯 人員	1 人		1							1
	2 人	1	2	3	4	3	1			14
	3 人		2	8	11	8	3	1		33
	4 人		3	8	10	34	9	5	1	70
	5 人			3	7	23	8	3		44
	6 人			1		2	3	4		10
	7人以上			1		4		2	1	8
計		1	8	23	33	74	25	15	2	181
飲 食 物 費	1万～ 1.5万円	1	2	3		4	2			12
	1.5～2.0		3	5	6	3	1			18
	2.0～2.5			6	7	12		1		26
	2.5～3.0			1	10	21	6	4	1	43
	3.0～3.5				2	12	7	5	1	27
	3.5～4.0					3	3			6
	4万円以上							1		1
不 明		3	8	8	19	6	4		48	

〈Ⅳ-D-4〉 特に多くかかる生計費目

	富 田		港		計 (%)
	(1)	(2)	(1)	(2)	
飲 食 物 費	35	37	23	12	107 (60.7)
住 居 費	7	3	3	2	15
光 熱 費	11	12	4	1	28 (18.5)
被 服 費	5	7	2	3	17
保 健 衛 生 費	4	8	3	3	18
教 育 費	11	3	12	6	32 (21.2)
交 通 費	4	4	2	1	11
教 育 娛 楽 費	1	2	2	2	7
交 際 費	3	—	—	2	5
そ の 他	1	4	4	2	8

(注) (1)主婦就業世帯 (2)主婦不就業世帯

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(統)(戸木田・川端) 一三九 (七六一)

との主要動機のひとつとなっている。現実の教育費支出は、一人当たり二千円どまりの低水準であるが、将来大きくなりそうだが、大きくしなければならぬ、という意識が先行しているようである。

食費の重圧をうけながらも、都市生活の最低基準を充たす

べく、月賦による家財購入がさかんである。世帯主月収三万四万円階層に、高額月賦がみられる（Ⅳ-D-5）。いま冷蔵庫がもっとも買われており、オルガンやステレオが買われはじめた。主な耐久消費財の所有状況は、ミシンのぞき、どの品目も炭鉱在職当時を上廻っている（Ⅳ-D-6）。

<Ⅳ-D-5> 月賦による家財購

世帯主収入	2.5万円以下	2.5~3.0	3.0~3.5	3.5~4.0	4.0~5.0	5万円以上	計
一ヶ月当り支払額	1千円以下	1	2	2			6
	1~2千円	1	2	5	3		13
	2~3 "		5	3	3		14
	3~4 "	1	3	3	6	1	14
	4~5 "		1	5	4	1	11
5千円以上			4	5	2		11
計	3	12	19	25	8	2	69
(世帯全般)	14	40	39	55	26	8	181

<Ⅳ-D-6> 家財所有状況

			炭鉱在職時 a	現在 b	(うち月賦購入中)	増減 (b-a)	所有率 (世帯)
テ	レ	ピ	134	152	(14)	18	84.0
ミ	シ	ン	117	100	(11)	-17	55.3
自	転	車	55	72	(10)	17	39.7
バ	イ	ク	17	19	(-)	2	10.1
洗	たく	機	64	89	(9)	25	49.1
掃	除	機	22	37	(3)	15	20.4
冷	蔵	庫	82	133	(32)	51	73.5
編		機	—	2	(2)	2	1.2
ス	レ	オ	—	1	(-)	1	0.6
オ	ル	ガ	—	3	(2)	3	1.8

<Ⅳ-D-7> 健康障害者()別居外数

障 害	世帯主	主婦	就業家族等	乳幼児	就学児	老人	計
盲・ろうあ		1		(1)			1(1)
その他の身体障害	5	5					10
精神障害			1		1		2
発育不全							1
貧血		1					1
神経痛	3	1					4
結核・胸部疾患	1	(1)			1		2(1)
心臓・血圧	1	1				2	4
胃腸・消化器	1	1					2
その他内臓	1	3					4
不詳		3				1	4
計	12	16(1)	1	(1)	3	3	36(2)
(全数)	181	174	69	92	216	15	747

〈Ⅳ-D-8〉 別 居 家 族

	富田	港	小倉	計	
続柄	世帯主の妻	1	2	—	3
	” ”	29	9	9	47
	” または妻の親	18	8	9	35
状態	療養	2	2	2	6
	就学	4	2	—	6
	就職	27	11	12	50
	その他・不詳	15	4	4	21
計	48	19	18	85	
毎月仕送りしている世帯	8	6	3	17	
毎月仕送りしてくる世帯	2	1	—	3	

〈Ⅳ-D-7〉になんらかの健康上の障害をもつ者を出した。三宿舎とも、居住者の健康状態について特別の悪印象はなく、ひところの産炭地居住者の状態とは全く異なる。炭鉱に比べて仕事が楽になった、ということもあろう。炭鉱の職業病ともいえるべき腰推分離症のために長欠していたものが、移転就職後全く痛みがなくなった、という例もある。比較的健康の点でめぐまれた階層の炭鉱離職者事業団宿舎に集まっている、という面もある。

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(続) (戸木田・川端) 一四一 (七六三)

対象世帯のなかには、産炭地に別居者をのこしているものがあり、そのなかには病気の療養中のもの六名が含まれている。

〈Ⅳ-D-8〉には、成長して遠方に就職している子女、産炭地で農業、商店を小さく営んでいる親などが相当数あり、厳密な意味での二重世帯は、「毎月仕送りしている」一七世帯+αといったところであろう。別居妻三名のうち二名に対しては、それぞれ二・五万円、一・五万円の仕送りをしている。のこり一名は仕送りをうけず和裁をして自活している。他の仕送りは親一三例、子二例で、一・五万円が一例あるほかは、一、〇〇〇円～五、〇〇〇円の中におさまっている。

一住居についての不満は多い。二大不満の第一は「狭い」ことであって、これはどうしようもない。全体の半強にあたる六二世帯が「狭い」ことに不満をもっている。第二は、入居の期限が一年で、安定性がないことである。この点は、「止むを得ぬ事情があれば更新」されるので実質的には痛切な問題ではないが、立前として厳守され、期限がくれば転居不能の事情を書いて更新を願わねばならず、不安定感がつのるのである。宿舎の環境は、前述したように、公営、公団等の団地に比し、かなり劣っているので、「差別されている」と感じる者が多い。ほかに、管理人のサービスが不十分である。公衆電話がない(電話をもっている者はなく、管理人室の取次であ

る。入居者は不自由を感じ、管理人は取次の労をこぼす、集会所がない(必要なはいは空室を利用している)、バスを通してほしい(富田)、騒音がひどい(港)等々が主なものである。とくにやや年輩の人は、炭鉱時代に比べて近所交際がうすく人情味がなくなったことをなげく。

三宿舍とも居住者の自治会ができている。港・小倉では入居期限の更新や破損箇所修理をめぐって、管理人の仕事振りが態度がわるい、ということがキツカケで結成された。富田では設置後まもなく、管理人の方からたむようにしてつくられた。事業団との交渉ほか、焼却炉や敷地の掃除、子供会・遠足などをやっているが、さほど活発ではない。

※ 関東地方では、炭労本部の働きかけもあって、昭和四〇年一月二日「雇用促進事業団宿舍自治会関東地区連合会」がつくられ、昭和四二年八月現在、一五自治会約三五〇〇戸を組織し、機関紙「なかま」月刊を発行している。

機関紙を通じてみるかぎり、①事業団への統一要求——集会所・保育所・駐車場の設置、防犯灯・私設ポストの設置、浄化槽・焼却炉の改修、団地内道路の簡易舗装その他、②自主活動——牛乳・日用品の一括購入、内職あっせん、廃

品回収、芝生植付け、盆おどり、ソロバン塾の運営等、多様な活動が行なわれている。関西地方には連合組織が出来ておらず、概して低調のようであるが、なかには熱心な活動家を得て活発な自治会もあるようだ。

その一例として『炭鉱新聞』一九六五年六月九日の離職者特集号には、つぎのような「宿舍自治会通信」がよせられている。

▼自治会結成で見出した曙光：▲

明石東二見宿舍自治会会長 渡 辺 捨 雄

◎：兵庫県明石市は全国的に標準時刻設定都市としてその名を知られている。西に姫路、東に神戸をかかえ、産業都市として、こんごますます発展を予想できる中間都市だ。

この明石市の西南にあたる一画に二見町があり、山陽電鉄の東二見駅前に、鉄筋コンクリート四階建ての雇用促進事業団明石東二見宿舍が六棟、ひとときわ目立っている。

◎：現在、ここに入居している世帯は二一〇戸。家族をふくめ七〇〇名以上の人員を収容している大世帯である。入居の離職者は、福岡、長崎、佐賀、山口の各県各鉱山から、それぞれ移ってきた者ばかりで、ここを中心に姫路、神戸間の

各会社に就職している。就職先は大部分が中小企業で、〇〇名以下の会社が多く、大企業の下請会社にはたらいいてる者も少なくない。したがって、労働条件も悪く、非民主的な人事と古くさい社風のところが多い。労働衛生管理も悪く、福利厚生施設も劣悪。一応の制度や施設はあっても形式的で、有名無実に等しいといつてさしつかえない状態である。

◎：働く者の唯一のよりどころである労働組合も皆無に等しく、あつても会社の受けうりをするぐらいのもので、活動はきわめて消極的、形式的な組合がほとんどだ。このような悪いそしてみじめな労働条件と環境の下で、炭鉱離職者は一種のあきらめと絶望のうちに、生きて行くための苦しい毎日とたたかっている。かつて炭鉱生活はなやかなりしころは、一日の仕事を無事終つて帰宅すれば、家庭は一家団らんできやかな空気がいっぱいにただよっていた。今は一人の収入ではとうてい人並みの生活は望めず、まして子供を上級の学校に通学させようと思えば、喰べることすら困難な現実からいやおうなく夫婦共稼ぎを迫られている。幼な子は保育園や幼稚園に高い費用をはらつて預けなければならず、また乳児をかかえて身動きできない主婦は、狭い京間の六畳と三畳

のなかで、子供の相手をしながら二十銭、三十銭の安い手内職に心身を砕く、文字通り苦悩のうちに生活へのあがきをづけている現実である。

◎：われわれは「カギっ子」という言葉は全く知らなかった。ここに転居してきて生れて初めて身をもつて、体験したのである。子供にとっては親のいない家庭は暗く、淋しいものだと思う。こうなつてみて、逆に私たちは、子供と家庭という問題の重大さに気付いた次第だ。

また対人関係の上でも、お互いが生きてゆくためにせいっぱいになっているため他人のことなど関知する暇とてない。

そのことがひいては人間としての愛情、励まし、助け合いなどを少くさせ、はなはだしい場合は、壁一重隣の人の顔すら知らないという現象も起る。

そして人は人、自分は自分という、個人主義がつよくなった。人間のみにくい面だけが表われ、かつての社宅街におけるような家族的な平和な生活とは正反対の状態になっている。

◎：しかし、われわれが生きて行くためには、自らの力に

よって進むべき道を開拓していかねばならない。ここで奮起し、頑張らなくては、などと自問自答しながら、宿舍の一部有志と住みよく明るく、そして仲よく生活のできる団地生活を建設しようと自治会結成に努力し、昨年五月、東二見宿舍自治会が目出たく誕生した。さらに不良化防止の立場から、子供を健全で明るく、正しく育てて行くため宿舎子供会を同時に結成した。

自治会、子供会は結成してからまだ日も浅く、十分な活動ができていないとはいえない。きわめて幼稚なものであるが、入居者の皆さんも次第に自治会の目的や趣旨を理解してくれるようになり、対人間関係も向上し、着実に本来の目的にむかって前進しているのが現状だ。

◎：こんごいっそうこの活動を力強く推進していく決意で取組んでいたとき、偶然われわれの前途に一筋の光明をあたえてくれたのは、炭労の炭鉱離職者に対する通信調査であった。

わたしは早速それに実状を書いて送ったところ、炭労からは炭鉱離職者の実態を伝える「炭労新聞」特集号が、折返し到着した。取るものも取り合えず、懐かしさの余り、一文字

残さず熟読させてもらった。ああ、やっぱり炭労はわれわれを見捨ててはいなかった、と思ったときこみあげる感動で私の胸は一杯であった。本当に有難く嬉しかった。

話は変わるが、さる五月二日、当宿舎構内広場で自治会、子供会結成一周年記念春季大運動会をひらいて、久方ぶりで、人間らしいよろこびにあふれる一日をおくったことをお伝えし近況報告にかえる。

E、生活意識

最後に、生活の現状と将来についての炭鉱離職者自身の総合的な評価と見通しを問うてみた（Ⅳ―E―1）、（Ⅳ―E―2）。炭鉱在住当時に比べ、四割強が生活は低下したというが、1/3がむしろ生活は向上したと答えていることが注目される。向上したというばあいの具体的内容のひとつは、「主婦が稼ぎやすく、またその賃金が高い」ということであり、いまひとつは「仕事が楽になった。その割には賃金が下っていない」というのである。これは高年層に多い（調査対象とした炭鉱離職者は大手炭鉱出身者の比率が高く、離職後の失業期間が短かいから、炭鉱離職者総平均よりも低下感をもつ者の比率が高

<Ⅳ-E-1> 生活状態についての意識(1)

	富田	港	小倉	計	不明 ノ ソグ(%)
①現在の生活状態は、炭鉱 在職時と比べ					
向上したい	28	20	10	58	(32.9)
変らなした	25	13	7	45	(25.6)
低下した	43	17	13	73	(41.6)
不変	4	1	—	5	
②関西に来た当初と比べ					
向上したい	45	30	18	93	(52.8)
変らなした	38	12	8	58	(32.9)
低下した	14	7	4	25	(14.2)
不変	3	2	—	5	
③将来の生活見通し					
十分やっていける	10	8	6	24	(13.9)
なんとかやっていける	67	37	17	121	(70.0)
暗い	18	3	7	28	(16.2)
不明	5	3	—	8	

<Ⅳ-E-2> 生活状態についての意識(2)

	(1)主婦 就業	(2)主婦 不就業	30才 以下		31~ 35才		36~ 40才		41~ 50才		51才 以上						
			(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)					
①現在の生活状態は、炭鉱在職 時に比べ																	
向上したい	32	25	2	3	5	8	4	12	8	4	12	10	7	17	4	8	12
変らなした	22	22	—	4	4	4	8	12	7	2	9	10	5	15	1	3	4
低下した	39	36	2	6	8	5	14	19	14	10	24	14	2	16	4	4	8
不変	3	1	—	—	—	1	1	2	1	—	1	1	—	—	—	—	—
②関西に来た当初に比べ																	
向上したい	49	45	1	6	7	11	10	21	15	12	27	20	10	30	2	7	9
変らなした	29	29	3	6	9	3	12	15	8	3	11	9	2	11	5	6	11
低下した	17	8	—	1	1	2	4	6	7	—	7	6	2	8	2	1	3
不変	2	3	—	—	—	2	1	3	—	1	1	—	—	—	—	—	1
③将来の生活見通し																	
十分やれる	13	11	1	1	2	3	1	4	4	4	8	5	4	9	—	1	1
なんとかやれる	65	56	2	8	10	15	19	34	19	9	28	23	9	32	6	11	17
くらい	16	11	1	2	3	—	3	3	6	3	9	6	—	6	3	3	6
不明	2	6	—	1	1	—	4	4	1	—	1	1	1	2	—	—	—
計	96	84	4	12	26	18	27	45	30	15	45	35	14	49	9	15	24

く
な
っ
て
い
る
と
お
も
わ
れ
る
。

移転就職直後に比べての生活向上感
は過半数の炭鉱離職者がもっている
(来阪後日の浅い富田宿舎のばあいは四五
%)。年齢階層別にいえば、炭鉱在職時からの低下感(五
三・三%)、来阪当初からの向上(六〇%)感ともに、三六
〜四〇才層が最高率である。四一〜五〇才層も来阪後の

向上感が高い。この点は将来見通しにおける楽観者が、平均一四％に対してこの両層が二〇％前後で、相対的に高率となっていることにつながっている。とはいえ、その絶対値は低い。全体では七〇％が将来についてかつかつの見通しをもっており、のこりが楽観と悲観、半々に分れる。悲観者は再就職後生活が低下しつづつあると感じている者と重なっているであろうが、五〇才台の高令層でもっとも高率であり、三六〜四〇才層において生活変化の影響がもっとも複雑にあらわれている。なお主婦就業世帯と不就業世帯とは、数字の上では有意の差がない。主婦の窮迫感の強い世帯から順に勤めに出てバランスをとっているのか？ 今後差が出てくるのか？

調査対象とした炭鉱離職者世帯の圧倒的大部分はきびしい生活条件に耐えて都市労働者としての生活に順応し、定着しつつある。

その端的なあらわれが、子供の進学問題についての態度であらう（N-E-3）。中学生をもつ世帯の七割以上が高校進学を願い、少数ながら私立でも進学させる覚悟をしている。高校生についても、大学進学希望が $\frac{1}{3}$ をこえている。進学希望世帯は全収入階層にわたり、総収入五万円以上になる

〈N-E-3〉 子供の進学について

		富田	港	小倉	計(%)	左の回答世帯の総収入							
						2.5 ~ 3.0 万	3.0 ~ 3.5	3.5 ~ 4.0	4.0 ~ 5.0	5.0 ~ 6.0	6.0 ~ 7.0	7 万 以 上	
中学生の進学	進学させない	3	4	1	8}			2	1	4	1		
	定時制なら	5	1	—	6}			1	1	2		2	
	全日公立なら	20	15	11	46 (66.6)	3	1	1	6	13	13	3	4
	〃私立でも	2	2	—	4 (5.8)					1			
	わかからない	1	2	1	5					4			1
	計	31	24	14	69	3	1	4	8	23	15	8	5
高校生の進学	進学させない	6	6	1	13}	1		1		3	4	4	1
	2部なら	—	1	—	1}								
	国公立なら	2	—	3	5 (22.8)			1		1	3		
	私立で	—	3	—	3 (13.6)					1	1	1	1
	計	8	10	4	22	1		2		4	8	5	2

と私立も辞さぬということになる。小学生や幼児段階にある子供の将来についての意見は一層あきらかであり、都会にすむ労働者としての人並みの教育をうけさせることが炭鉱離職者のもっとも主要な生き甲斐であるようにおもわれる。炭鉱離職者世帯の子供のしつけ、教育に対する熱心さは、おなじ宿舎にすむ農村地帯からの広域就職者に比べ、目立って強い——というのが、宿舎管理人の意見であり、われわれ自身の印象でもある。

V、結びにかえて

この調査報告のはじめに、われわれは、さしあたりつぎの三点について問題を提起すると、主張してきた。

その第一は、日本経済の高度蓄積過程における炭鉱離職者の状態、とりわけ炭鉱失業者の発生・流動・推積の問題にかんする科学的分析の空白部分をうづめるということであった。

従来の炭鉱失業研究にのこされた空白は、炭鉱地帯から遠隔地に流出した炭鉱失業者の状態について、この部分の炭鉱失業者の範囲、性格、就業と移動の形態、生活状態など、一貫した脈絡において把握できていないということであった。周知

のように、かかる失業者の追跡調査は、技術上の困難もあり、

企画それ自体がたてにくい性質をもっているが、われわれは困難を承知でこの問題にとりくみ、実態に接近しようとした。

第二は、遠隔地に流出した炭鉱失業者の実態把握をつうじて、一九五九年—六二年にわたる「炭労」主導の石炭政策転換闘争の評価を確定しようということであった。炭鉱失業者の遠隔地流出は、炭労政転闘争の「成果」とされる炭鉱離職者対策の具体的な展開と、不可分をなすものである。この炭労の政転闘争は、いわゆる「構造改革」論と関連しており、運動上の観点から、われわれはすでに一定の批判的评价をもってきている。しかし、遠隔地に流出した炭鉱失業者の労働と生活の実態をふまえた、政転闘争についての評価は、賛否いづれの立場からもまだおこなわれていない。われわれは、この実態調査報告によって、これまでの政転闘争についての評価を再確定しようと考えた。

第三は、この実態調査によって、今日、雇用対策法の下で本格的展開をみせている労働力流動化政策、積極的労働力政策の「端端的・原型的」形態をさぐるということを意図した。炭鉱離職者対策が、今日になってみると、労働力流動化

政策の先駆であったことは、すでにひろく認められている。

そうだとするならば、炭鉱離職者対策によって遠隔地に流出した炭鉱失業者の労働と生活実態を具体的に把握することは、労働力流動化政策の「端的・原型的」形態にせまるところを意味しており、そのことをつうじて、労働力流動化政策にたいしてすでにくわえてきたわれわれの一連の批判を、さらに補充することができないかということ、こうした問題意識がわれわれの念頭にはあった。

そこで、この実態調査報告の結びにかえて、以上の三点についてそれなりのしめくりをつけておくことにしたい。もっとも、右のうち第二、第三の問題は、ほんらいこの実態調査を素材として独立の論文として、それ自体はほりさげられねばならない問題であり、ここでは若干の意見をくわえるにとどまることを、ことわっておかねばならない。

A、遠隔地に流出した炭鉱失業者の範囲・性格・就業と移動の形態・生活状態——その統一的把握

(1) 遠隔地に流出した炭鉱失業者の範囲と性格に関連することだが、本調査がしめすところによれば、まず炭鉱離職者

対策による広域職業紹介が、石炭鉱業の全面的な解体状況のなかで生きつづけた大手炭鉱→中小炭鉱→請負夫→対・生活保護という炭鉱労働力の下降法則を、基本的に変容するほどの影響をもちえなかったことが、指摘されねばならない。離職者対策によって遠隔地に流出した炭鉱失業者は、現役労働者として再生のコースともかくのせられたというかぎりにおいて、炭鉱労働力の下降法則にしたがい産炭地に滞留し沈没してゆく炭鉱失業者に比し、全体として相対的に恵まれた部分であるといえることができる。しかし、炭鉱失業者の県外再就職は、昭和三七年から三九年とわずかに三年間がその最盛期であり、四〇年には早くも下火となり、関西地方ではもはや炭鉱離職者対策はその使命を終了したといわれる状況にあった。これは、一方では、炭鉱労働者の急速な高令化とともに県外に移住しうる部分、つまり、炭鉱外の資本・として「吸引」しうる部分がすでに底をつきはじめたという事情とともに、他方に、広域就職の措置とともに崩壊に傾いた炭鉱労働力の補充要員として、炭鉱にふたたび送り込まざるをえないという事情が現出したからにはかならぬ。こうして、広域就職による一時的擾乱をともしないながらも、炭鉱労働

働力の下降法則は、基本的に炭鉱失業者の産炭地における滞溜、沈澱という形態をとりつつ、今日もなお貫徹されており、炭鉱地帯は、いぜんとして大量失業の滞溜と沈澱地域となっている。

(2) 広域就職した炭鉱失業者は、現役労働者として再生のコースにのせられたというかぎりにおいて、相対的に恵まれた部分というると書いた。それでは、このコースにのった炭鉱失業者の範囲と性格はどのようなものであったか。総じていえば、炭鉱労働者の老令化が云々される条件のもとで、年令的に中堅をなす基幹的な炭鉱労働者群であった、ということが出来る。そのことは、本文でも示すように事業団宿舍に存在する炭鉱離職者（世帯主）が、四十才以下六六・二％と比較的に若い層が多いこと、あるいはまた、採炭、掘進夫など炭鉱労働の基幹をなす仕事に従事していたものが多いこと、などによって裏書きされている。つまり、広域就職のルートにのり、炭鉱失業者のなかで相対的に「恵まれた」部分にくみこまれたのは、老令化する炭鉱労働者のなかの中堅部分であったわけで、このことは裏をかえせば、高令の炭鉱労働者は、広域就職が喧伝された昭和三七一年—三九にかけて

も、炭鉱地帯において滞溜、下降するほかなかったことを意味している。そして、炭鉱離職者対策はもはや終了したといわれる昭和四〇年以降産炭地における高令の炭鉱失業者の就労は、いぜん未解決のまま推移してきたといわざるをえない。

*この点に関して、天野順二「福岡県の労働市場の動向と失業反對闘争の現状」（『経済』一九七一年八月号）は、最新の状況をつぎのように伝えている。

「独占資本は、一方で労働力の『反控』をすすめるながら、他方では、その強蓄積によって、炭鉱滞溜失業者、農村の兼業希望者、主婦のパートなどの就労希望を生み出し、その一部を、不安定・無権利な雇用条件で吸収し、企業内ではこれを利用して低賃金強制の武器とし、『少数精鋭主義』の『合理化』をおしすすめている。しかし、同時に、独占資本と政府にとっては、全域にひろがる高令者の就労『希望』——それは社会保障の欠除の結果でもある——と滞溜失業者の高令化、農村からはなれることなしに、兼業就労をもとめざるをえない純農村地帯の農民ことに農家主婦の問題は、解決できないままになっている。また、これらの不安定雇用の増大は解決できないままになっている。」

「筑豊産炭地への進出企業は、低賃金労働の利用を一つの契機にしている。したがってたとえば、九州ミツミの初任給は、諸手当ふくめ高率約三万円で、ミツミ本社よりも二〇〇〇円低いし、サンヨー食品も本社ベースより平均賃金で三五％（六・七〇〇〇円）低い。炭鉱離職者が職業訓練受講後就職した場合も県外

平均よりはるかに低い。」また、中高令者の安定雇用の確保に必要な職業訓練についても、その訓練職種、設備、訓練期間中の生活保障など、全く不十分である。職安經由の中高年令求職者の就職率がわずか、六八年の七・〇％、六九年八・九％、七〇年九・〇％にすぎないことが、政府の「流動化政策」の実体をよくしめしている。要するに、政府の政策は、「労働力の上向的移動」どころか、手当、保険、訓練なども「手段」として低賃金就労を強制する「下降移動」を促進するものでしかない。

(3) 広域就職の炭鉱離職者対策から、しよせん高令の炭鉱失業者は排除されるをえなかつたということは、この対策が、資本の利害に合致する範囲で展開されたことを意味し、広域就職のルートにより再就職した炭鉱離職者の就労も、必然的に資本の利害の範囲にわくぐみされざるをえなかつた。そのことは、この調査報告のすべてによって実証されているといつてよいであろうが、とくにつぎの二点を指摘しておく必要がある。

第一に、その就労先であるが、鉄鋼の下請、関連企業、非鉄金属の鋳物作業、港湾労働、トラック運転手、地方公務員（清掃）などに代表されるように、高熱、重筋労働、身体汚れる労働、深夜労働など、経済の「高度成長」過程で労働力の確保が困難となつてきていた分野に限定されていたこと

である。

第二に、こうした再就職者の移動率は、毎年約二〇数％に達して、中卒就職者の早期離職よりさらに高く、炭鉱労働と新しい労働とのギャップ、工場制度のもとでの労働管理のきびしき、労働条件の不满などによって、炭鉱地帯における労働力下降法則に照応して、広域就職した炭鉱離職者の吸引——反発、淘汰の過程も、けつして容易ではないことが見おとされてはならぬ。

(4) しかし、本調査は、はげしい吸引と反発の過程を経ながらであるが、広域就職のメリットを認めながら、都市労働者として一応の定着しつつある炭鉱失業者の姿をも的確に把握している。そのばあい、一応の定着化を支えている基本的条件として、二つの点が指摘される。

第一は、年令と賃金との相関である。炭鉱賃金、とくに採炭・掘進夫など直接夫賃金は、いわゆる年功賃金の要素はすくなく、しかも典型的な出来高賃金である。したがつて、年令との関連でいえば、三五才前後をピークとして、年令がすすむとともにむしろ低下の傾向をとる。かかる炭鉱賃金に特有な現象との関連でいえば、職務給化が進行しつつあるとは

いえ、大企業の製造業（鉄鋼関連下請や金属鋳物などの重筋労働は別として）の機械・金属製品部門、地方公務員など、より年功的な賃金体系をとる分野に再就職した炭鉱離職者は、将来にわたっての生活の「安定」感を訴えるものが多かった。

「技術革新」の進行に呼応する「合理化」、とりわけ賃金体系における職務給化の進行が、かかる生活の「安定」感を維持させることになるかどうかは今後の問題であるが。

第二は、家族就労、とくに主婦の就労との関係である。炭鉱時代に比して、多少ともより年功的な職場秩序に入り込み、そこに支配するより年功的な賃金構成に、四〇才に手がとどこうとする炭鉱離職者が、将来にむかっでの生活の「安定」感もちえたとしても、それだけでは新しい職場への定着の条件とはなりえない。再就職先の現実の賃金取得は、炭住生活とは異なる都市的な生活様式には照応しえぬ低さである（広域就職先の炭鉱離職者の賃金は、産炭地における炭鉱離職者の賃金を二〇％―二五％うわ廻っているのであるが）。したがって、広域就職した炭鉱離職者が、生活上の「安定」感を得、定着するにあたってのいま一つの基礎的な条件は、主婦の就労条件が保障されているかどうか、にあったといつてよい。本調

査が示すように多数の主婦が共働き、パートとして就労しているが、その保障にあたっては、良人の就労先の計画的な配慮、もしくは事業団宿舍の地理的な条件が、大きく作用している。

いづれにせよ、より年功的な賃金秩序と主婦の就労が、広域就職後、あまり時間的な経過をへぬ時期での、炭鉱離職者の一応の定着の条件をなしていたことは否定しがたい。しかしながら、そのばあいにも、炭住生活とは異なる都市生活の個人主義的な封鎖性や、炭鉱離職者を中心とする事業団宿舍入居者の地域的な差別感など、新たな問題が、炭鉱離職者のうえにのしかかりつつあった。また、調査時点の昭和四十年、四十一年当時には、中年の主婦の就労、パート労働などは、まだ一般のサラリーマン、労働者世帯では、必ずしも普遍化している段階ではなかった。しかし、周知のように、昭和四十二・三年ころから、主婦のパート・タイマーは、急速に広範なひろがりを見せるにいたった。「近代的」な、新しい生活様式の強制は、成人男子の賃金と労働力の価値とを急速に乖離させ、そのギャップを主婦の再就労によって埋めあわせざるをえない状況を、一般化したのである。こうした主婦の

就労、さらに学生アルバイトの慢性的な普遍化は、労働力の価値分割をおしすすめ、成人男子の労働力の価値をおし上げる方向に作用しているが、このような現実が、その後の炭鉱離職者の生活感にどのような変化をあたえているか。これはまたこれで、新しい問題だといわねばならぬ。

主婦の就労が広く勤労者世帯をおおいつくすも、主婦就労において先行した炭鉱離職者の生活上の位置は、さらに相対的な低下をみたことはまちがいない、したがって、昭和四十年当時、産炭地に比して比しての生活の「安定」を感じていた一定数の炭鉱離職者が、今日もおなじ心情にあるかどうかは、きわめて疑問であらう。しかし、彼の心情がどうであれ、彼と彼の家族の労働力は、産炭地からきりはなされた再就職の都市地域にあって、相対的に萎縮した形態で再生産されてゆくことになる。

B、炭鉱離職者対策と炭労「政転」闘争の評価

次に、この実態調査を基礎に、炭労のいわゆる「政転」闘争をどのように評価するかという問題について、あらためて若干のまとめをしておくことにしよう。

(1) そのばあい、われわれは、対策従属的なエネルギー政策のもとで石炭産業の「崩壊」を促進した国家独占資本主義として、炭鉱離職者対策は評価すべき効果をあげたかどうか、そのことを事前に確定しておいた方がよからう。従属的エネルギー政策と破壊的な炭鉱「合理化」計画の結果は、ますます多数の失業者を炭鉱地帯に累積させ、炭鉱失業問題を社会的矛盾の焦点にたてていた。このような条件のもとで、独占資本の政府による炭鉱離職者対策のねらいは、炭鉱失業者、とりわけその中心的な部分を、治安対策として炭鉱地帯から切り離し分散させることであつた。離職者対策は、この分散を、炭鉱失業者じしんにとにかく生活上の「安定」感をいだかせつつ、資本の要請にこたえる低賃金労働者として再生させる道すじをつけた。しかも、炭鉱離職者対策は、後述するように労働力流動化政策＝積極的労働力政策の「端的・原型的」形態をなした。以上の諸点をおさえてみると、炭鉱離職者対策は、国家独占資本主義の労働政策として、予期以上の効果をあげたといふことができる。ともかく、日本独占資本は、一九二六年におけるイギリス炭鉱ストに匹敵する組織的抵抗もあつたことなく、日本石炭産業からの資本撤退作戦に

成功したのである。

(2) ところで、かかる炭鉱離職者対策は、いわゆる炭労「政転」闘争の「成果」という現象形態をとって展開されたものであった。たしかに炭鉱離職者対策は、広域就職のルートにのった中堅の炭鉱失業者の相当数に、産炭地に滞留する高令の炭鉱失業者よりは、相対的にましな再就職先と主婦への就労先を提供したといえよう。その点では、これを炭労「政転」闘争の「成果」であったと主張することもできよう。しかし、炭鉱離職者対策は、本質的には独占資本の政府の政策として成果をあげたのであって、階級的な労働組合運動の見地からすれば、離職者対策をうみだした「政転」闘争にたいして積極的な評価をあたえることはできないし、炭鉱労働者の階級的自覚や統一と団結をたかめるうえでは、むしろマインナスの影響をあたえたといわざるをえない。

なぜなら、炭鉱離職者対策は、それ以前の炭鉱失業者とその適用を受ける炭鉱失業者を分断し、また、炭鉱労働者の閉山「合理化」反対闘争のエネルギーを拡散させる結果となつたからである。しかも、他地域に分散して再就職させられた炭鉱離職者は、〈V—1—1〉にみるように、労働運動への

関西地方在住の炭鉱離職者の就労と生活状態に関する調査報告(続)(戸木田・川端) 一五三(七七五)

〈V—1—1〉 労働運動の接触

	富田	港	小倉	計
(炭鉱在職時)				
労組がなかった	5	3	9	17
“に加入していたり	95	48	21	164
うち役職経験あり	16	7	9	32
“ 執行委員以上	4	5	1	10
(現在の職場で)				
労組がない	42	13	5	60
あるが加入していない	9	5	6	20
加入している	31	23	15	69
うち役員をしている	1	2	2	4
不明	18	10	3	31

接触という点では遙かに後退させられており、かつての炭労の戦闘的な闘いの経験が再び生かされることになるのかどうか、この点でも、われわれの評価は消極的な方向に傾むくのはいかんともしがたい。われわれは、かつて「構造改革」論批判の一环として炭労「政転」闘争にたいして批判的な見解を表明してきたが(拙稿「石炭危機の本質炭鉱調査団の限界」、『立命館経済学』、昭和三十七年、第十一卷第四号)、当時の基本的な見解を以上によって補充しておきたい。

C、労働力流動化政策の「端的・原型的」形態としての炭鉱離職者対策

(1) 最後に、炭鉱離職者対策とその後に全面的な展開をみた労働力流動化政策との関連について、ふれておこう。炭鉱離職者対策こそ、労働力流動化政策の「端的・原型的」形態であるといわれているが、私自身、両者の歴史的な関連についてつぎのように書いたことがある。

「積極的労働力政策というのが『労働力流動化』政策という名称を使って、先がけのようにして現われてきたのは、だいたい一九六〇年の三池闘争以後で、この年に所得倍增計画も出てきます。労働力流動化政策の一番先がけをなしますのは、広域職業紹介のための職安法第十九条の改定と、もう一つ大きな問題は、炭鉱離職者臨時措置法で、これは一九五九年の十二月におこなわれています。これは炭鉱失業者を炭鉱地帯から分散させる政策で、そのために黒い手帳を出して、移転金を出すということになります。さらに、一九六一年七月には、炭鉱離職者援護会と労働福祉事業団の中の職業訓練部門を合併して、雇用促進事業団というのが出来ます。この雇用促進事業団の事業として労働者のアパートや職業訓練所がつけられます。これらの資金はすべて失業保険の方からまわしているわけです。そして、一九

六三年には炭鉱離職者臨時措置法の一部改訂が行なわれまして、就職促進手当というものが出され、労働力流動化政策は一段と積極化することになります。

それと平行して、一九六三年の七月には、失業対策法の改悪が行なわれ、この時期ぐらから失業保険の改悪問題というのが相当表面に出てくるし、改悪できないまでは行政通達で失業保険の受給制限を行なっています。失業対策法の改悪は、高令者就業事業、失業者就業事業というのに分けて、就職促進の措置というのを受けなければ失対労働者になれない、失業者就業事業には入れないという関門をつくったわけです。ここには、二つの問題があります。それは、一つは失業対策事業について、失業保障的な位置というものをもたせないようにしてきたということ、もう一つは失業保険の受給制限を行なって、失業保険についてもこれを改悪してきているということです。要するにこれは、できるだけ早く失業した労働者を計画的に流動させようという方式が、これらによって一歩おしすすめられたということですが、

さらに重要なのは、翌一九六四年、雇用対策の基本計画

設定をめざして『雇用対策法』がつくられました。これは、技能労働力の養成訓練を拡充し、中・高年齢者については業種によって最低の雇用率を決めてこれを策定する、それから雇用関係の変更があった場合には、これをすぐ届出させる、ということが中味になっています。これは、労働力流動化政策を法律的に確定したということがいえると思います。こういう動きと関連しまして、職安行政のやり方が急速に変わっていくことになります。失業保険の改悪、失対打ち切り問題がそうですし、産業別・地域別雇用計画とか、労働市場を統制するために、コンピューターを導入して労働市場センターと職安の窓口をつなぐ、というような連の職安行政になって今日になってきたということができま「す」(拙稿「七〇年代の労働力政策」『部落』一九七〇年十二月号)。

このような歴史的経過からして、炭鉱離職者対策が、労働力流動化政策の「端的・原型的」形態といわれるのは容易にうなづかれるところだが、本質的に、それは「端的・原型的」形態である、どのような意味でいっているのであろうか。

(2) それは、ひとことでは、炭鉱離職者対策も、また

労働力流動化政策の法律的な定着といわれる「雇用対策法」も、一見、職業紹介を広域化、計画化し、転職のためのアドバイザーや職業訓練を準備し、移動金、就職促進手当を支給するなど、失業にたいする社会的保障の充実であるかのようにみせかけながら、その本質は、独占資本のために低賃金労働力の再配置と積極的活用を促進する、生産力政策としての労働力政策であり、この点で、炭鉱離職者対策がその先駆をなしたということにはかならぬ。しかも、そのばあい、労働組合側はその多くが、炭鉱離職対策も雇用対策法も、文字どおり失業対策の「充実」として受けとっていた。しかも、それは、他方では、失業保険の実質上の改悪、失業対策事業の打ちきりなど、戦後日本の労働者階級が全体として獲得してきた失業保障水準を実質上ほりくづすものであったし、その背後では、「斜陽」産業の切捨て、農業構造の「改善」、中小企業の「近代化」など、相対的過剰人口の国家的創出政策と一体をなすものであった。炭鉱離職者対策は、かかる本質的内容をもつ労働力流動化政策への水路をきりひらいたという点で、炭鉱失業にたいする対応策という性格をこえて、より重要な歴史的役割をはたしたことになる。